富士市国際化推進プラン

~『心通い合う多文化共生のまち ふじ』の実現に向けて~



はじめに



昨今の通信技術の飛躍的な進歩や市場経済の急速な拡大などに伴い、人、物、情報、サービスが国境を越えて活発に往来するようになりました。この国際化の波は地方の社会経済へも及び、製造業を基幹産業とする本市においては、1990年の入管法の改正以降、南米系日系人を中心に外国人登録者数が増加し、その数はおよそ50カ国籍、5千人に達しております。

こうした外国人登録者の増加や定住化に伴い、言葉や文化・習慣の違いに起因する様々な課題も表面化しており、諸課題の解決に向けては、外国人市民も日本人市民と同様に地域社会の構成員として捉え、文化・習慣等の違いにかかわらず、互いに支え合えるまちづくりが必要となってきております。

このような状況を踏まえ、この度、これまでの海外都市交流や外国人との共生事業を体系化し、だれもが安心して暮らせる地域づくりを市民と行政が協働し計画的かつ総合的に進めるための基本指針として、「富士市国際化推進プラン」を策定いたしました。

今後は、このプランの基本理念である「心通い合う多文化共生のまち ふじ」の実現を目指し、市民の皆様や関係機関等との連携を図りながら、各事業を推進してまいりますので、市民の皆様の一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定に当たり、御意見を賜りました国際化推進プラン策定懇話 会委員の皆様をはじめ、御協力いただきました多くの皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 23 年 3 月

富士市長 鈴木 尚

*** 目 次 ***

第1章 計画策定に当たって	. 1
(1)計画策定の趣旨	1
(2)計画策定の背景	2
(3)計画の性格・位置づけ	6
(4)計画の期間	6
(5)計画策定の体制	7
第2章 富士市の国際化を取り巻く現状と課題	. 8
(1)統計データに見る現状と課題	8
(2)アンケート結果に見る現状と課題	19
第3章 計画の基本ビジョン (3 5
(1)基本理念	35
(2)基本目標	36
(3)施策の体系	37
(4)重点施策一覧	38
第4章 基本計画	4 2
基本目標1 多文化共生の地域づくり	12
基本目標2 外国人市民も快適に暮らせる環境づくり	
基本目標3 国際化を担う人づくり	
数値目標一覧	
3A III II 18 - 36	0_
第5章 推進体制の整備	5 4
(1)推進体制	54
(2)計画の進捗管理	55
(3) 各主体の役割	55
資料編	5 7
(1)富士市国際化推進プラン策定の経過	57
(2)富士市国際化推進プラン策定懇話会設置要領	58
(3)富士市国際化推進プラン策定懇話会委員名簿	59
(4)富士市国際化推進庁内連絡会設置要領	60
(5)富士市国際化推進庁内連絡会委員名簿	62
(6)富士市国際化推進庁内連絡会担当者会議名簿	63

第1章 計画策定に当たって

(1)計画策定の趣旨

昨今の情報通信技術の飛躍的な進歩により、インターネット等の情報通信ネットワークを介して、個人でも自由に、世界の人々と交流することが可能となっています。さらに、航空や船舶等の交通ネットワークの充実や市場経済の急速な拡大などにより、人・モノ・情報・サービスが、日常的に国境を越えて、地球規模で交流する時代を迎えています。

様々な方面において世界との距離が身近になる中、特に経済面では、企業の多国籍化が進んでいます。一方、我が国では、少子高齢化の加速に伴い、人口の減少時期を迎え、労働力人口の確保といった側面から、労働力の国際化*も活発化しています。特に、平成2年(1990年)に「出入国管理及び難民認定法(入管法)」が改正され、3世までの日系外国人に関しては"定住者*"であるという在留資格が認められるようになったことを契機に、様々な労働に携わるようになったブラジルなど南米中心の日系外国人やアジア諸国の外国籍労働者が急増しています。

こうした国際化の波は、地方の社会経済にも影響を与えています。製造業を基幹産業とする本市においても、平成2年(1990年)以降、外国人登録者数が増加しており、平成21年度末(2009年度末)では、48か国籍、5千人余りに達し、市内で外国人市民を見かけることは日常の光景となり、海外に行かなくても、外国籍の人とふれあう機会も増えてきています。

その一方で、地域住民の一員として生活している外国人市民が、教育、労働、医療などの多くの生活場面において、言葉の壁や生活習慣・文化の違いなどによって生じる様々な課題も顕在化してきています。

これらを背景に、今後もますます進展していく国際化の潮流に対応するためには、市民、地域コミュニティ、企業、関係機関・団体及び行政機関などが協働して、国籍を越えた多様な文化や価値観が共存でき、だれもが安心して暮らせる多文化共生の地域社会づくりに取り組んでいくことが一層求められます。

こうした状況を踏まえ、友好・姉妹都市交流事業を中心とした国際交流・国際協力に関する取組や、 市内に暮らす外国人市民との共生施策を中心とした多文化共生に関する取組などを体系化し、取組を 総合的かつ計画的に推進するための基本指針を示すことを目的に計画を策定します。

多文化共生 とは…

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きて行くこと

(「多文化共生の推進に関する研究会報告書」総務省 2006年3月)

^{*} 国際化:国際的な規模に広がること。また、国際的視野をもち、その観点に立って行動すること。

^{*} 定住者: 法務大臣が、特別な理由を考慮し、一定の在留資格を指定して居住を認めるもので、難民や日系3世などに認められる在留 資格。日系4世にもこの在留資格が認められるが、親が1年以上の在留資格を持つことや未成年で扶養を受けていることなど 条件がある。

(2)計画策定の背景

国の国際化に関する主な動き

1980年代以降、経済活動のグローバル化*の進展によって国境を越えた人の移動が活発化し、政府による中国帰国者及びインドシナ難民の受入れや、「留学生受入れ10万人計画」による留学生の受入れなどもあり、外国人住民の数は増加していきました。

さらに、平成2年(1990年)に「出入国管理及び難民認定法(入管法)」が改正され、ニューカマー*と呼ばれる日系人に対して国内での就労に制限のない「定住者」資格が与えられ、外国人労働者が増加してきました。また、外国人研修生の受入れと企業の海外進出に伴い、徐々に法的な枠組みが拡大され、平成2年(1990年)にはそれまで外国人研修生の受入れが困難であった中小企業にも外国人研修生の受入れの途を広げました。このように、外国人住民は人口の伸びとともに、多国籍化が進んでいます。そして、1980年代から増加したニューカマーの中で定住化が進み、国際結婚も増え、永住資格や日本国籍を取得する者が増加していきました。

こうした中、国では、1980年代後半から「国際交流」と「国際協力」を柱とした地域国際化を推進してきていましたが、外国人住民の増加と定住化という地域社会の変化に伴い生ずる問題が、全国的な課題となってきました。この状況を受け、外国人労働政策あるいは在留管理の観点からの検討だけではなく、外国人住民を生活者・地域住民として認識する視点から、「多文化共生」を第3の柱とし地域の国際化を推進するため、各都道府県及び市町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するものとして平成18年(2006年)3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。

さらに、2008 年秋のリーマン・ショック*に伴う世界的な景気後退により、日系人をはじめ、 生活に必要な日本語を使いこなすことが難しい外国人住民が、教育、雇用など様々な面で深刻な 影響を受ける状況が生じる中、平成 21 年(2009 年) 1月に「定住外国人施策推進室」を内閣府 に設け、関係省庁連携の下、必要な対策を速やかに講じ、地域における支援を進める検討を始め ています。

また、日本に在留する外国人の数が近年大きく増加し、活動内容も多様化する中、現行制度の下では、その居住実態の把握を十分に行えず、適正な在留管理や外国人住民に行政サービスを的確に提供する上で支障が生じています。こうしたことから、外国人登録制度を廃止し、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する新たな在留管理制度を導入するとともに、外国人住民の利便の増進及び市町村等の事務の合理化を図るため、外国人住民についても日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加えるよう、同法を改正しました。新しい制度は、平成24年(2012年)7月15日までには施行されます。

^{*} グローバル化:個人、企業、団体など様々な主体が海外に広く合理的な選択を求めて、行動しようとすることから、地理的に広範な市場やネットワークが進展し、また、個々の立場がその動きに影響を受けること。

^{*} ニューカマー:1980 年代以降に来日し定住した外国人を、第二次世界大戦前後に来日した朝鮮半島や台湾出身の外国人住民と 区別するための概念。一般的に、1990 年の「出入国管理及び難民認定法」の改正施行を契機として急増した南米 系日系人をさすことが多い。

^{*} リーマン・ショック: 2008 年 9 月に米国の名門投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことを、これが世界的な金融危機の引き金となったことに照らして呼ぶ表現。

静岡県の国際化に関する主な動き

静岡県では、平成元年(1989年)に「静岡県国際交流大綱」を策定するとともに、同年、外国 人住民への情報提供など、様々な国際化施策の推進の中心役として、財団法人 静岡県国際交流 協会を設立しました。

「出入国管理及び難民認定法(入管法)」の改正に伴う平成2年(1990年)以降の外国人住民の増加に対しては、平成7年度(1995年度)に、"外国人住民に開かれた地域づくり"を基本方向の一つに掲げた「静岡県国際化推進プラン」【計画期間:平成8年度(1996年度)~平成17年度(2005年度)】を策定し、静岡県に働き、学び、生活する外国人住民が真の意味で静岡県民になれるよう、外国語による情報提供や相談事業等の充実・支援に努めてきました。

また、平成14年度(2002年度)に策定した静岡県総合計画「魅力ある"しずおか"2010年戦略プラン」においても、"外国人住民と共生する地域社会づくり"を施策の方向の一つとして位置づけ、外国人住民の地域社会への参画や、県民と外国人住民との交流及び相互理解の促進に取り組んできました。

平成 18 年度 (2006 年度) に、多文化共生の推進体制の整備として、県の企画部 国際室に「多文化共生スタッフ」を設置しました。その後、平成 19 年度 (2007 年度) には県民部 多文化共生室に、平成 22 年度 (2010 年度) からは文化・観光部 国際課 多文化共生班に、組織改正されました。また、県庁外組織として、静岡県の多文化共生の方向等について各界の有識者から意見等を求めることを目的に、平成 18 年 (2006 年) 9 月に、委員 15 名で構成する「静岡県多文化共生推進会議」を設置しました。

さらに、コミュニケーション、教育、雇用・就労、医療・保健・福祉、危機管理対策など、近年、多方面にわたり表出した課題に的確に対応するため、平成 18 年 (2006 年) 以降進めている中長期的な多文化共生施策の推進と同時に、平成 19 年度 (2007 年度) の「外国人労働実態調査」や多文化共生フォーラムの開催、緊急雇用対策としての日本語教室開催など、実現可能な施策を迅速に実施してきました。また、平成 20 年 (2008 年) 12 月には、静岡県多文化共生推進会議の提言を踏まえ、「静岡県多文化共生推進基本条例」を制定し、現在、同条例に基づき、多文化共生を総合的かつ計画的に推進するための具体的な施策を盛り込んだ「ふじのくに多文化共生推進基本計画」の策定を進めています。

本市のこれまでの取組

【多文化共生】

平成2年(1990年)の「出入国管理及び難民認定法(入管法)」以降の外国人登録者数の急増に対応し、平成4年度(1992年度)にまず庁内に週1回の外国人相談窓口を設置し、ポルトガル語とスペイン語の堪能な非常勤職員を配置しました。平成7年度(1995年度)には開設日を月曜日から金曜日の週5日へと拡充し、相談体制を強化しました。

一方、増加する外国人市民の相談は市の窓口だけでなく、ボランティア団体や個人にも寄せられるようになり、外国人市民支援や外国人市民との交流の活動拠点の設置を要望する声が上がりました。これを受け市では、富士市国際交流協会との協調のもと、市内の国際交流団体に参加を呼びかけ、平成12年(2000年)1月に「国際交流ラウンジ懇話会」を組織し、「一日国際交流ラウンジ」の試行を重ねた後、平成14年(2002年)4月「富士市国際交流ラウンジ(通称:FILS)」を開設しました。

「富士市国際交流ラウンジ」の運営に当たっては、設立に関わった団体により運営協議会が組織され、多くの市民ボランティアの協力の下、外国人市民支援事業が展開されています。

また、このほか市では、「外国人集住都市会議*」への参加を通じ、情報収集や国レベルで必要な施策の実施への働きかけなどを行うとともに、多言語ウェブサイト*「INFO BOX」による情報提供、ゴミ分別カレンダーやごみの分け方便利帳等の多言語化、放課後外国人児童を対象に学習指導を行う「国際教室」を吉原小学校に開設するなど、外国人市民の増加に伴い、各課で独自に必要な取組を進めてきています。

◎富士市国際交流ラウンジ Fuji International Lounge for Sharing

- 1. 所在地 富士市富士町 20番1号 富士市交流プラザ内
- 2.3つの柱 外国人市民の支援の拠点・ボランティアとの協働の拠点・多文化共生の推進の拠点
- 3. 業務内容 ①外国人市民の生活上の悩み、相談、問い合わせに対応
 - ②公的文書や通知等の翻訳
 - ③外国人市民のための日本語指導や指導者の養成を実施
 - ④外国人児童生徒と保護者に対する支援
 - ⑤国際化理解に向けた各種イベントの開催
 - ⑥国際交流に関する情報収集や提供

4. 曜日別対応言語と開館時間

曜日	対応言語	開館時間
火曜日	中国語	13 : 00 ~ 21 : 00
水曜日	英語	13 : 00 ~ 21 : 00
木曜日	タガログ語	13:00 ~ 21:00
金曜日	スペイン語	13 : 00 ~ 21 : 00
土曜日	ポルトガル語	10:00 ~ 18:00
日曜日	スペイン語・ポルトガル語	10:00 ~ 18:00
月曜日・祝日・年末年始	休館	日

【 国際交流 】

富士市では、平成元年(1989年)の中華人民共和国の嘉興市との友好都市提携に始まり、平成3年(1991年)にはアメリカ合衆国 オーシャンサイド市との姉妹都市提携が結ばれました。「少年親善使節団」や「市民友好の翼」、文化団体、スポーツ団体、高等学校などの団体が相互に友好訪問を行うなど、国際交流を推進してきました。

また、50 余りの国際交流団体、ボランティア団体が参加し、世界の多様な文化にふれ、国際交流・国際協力についての知識・理解を深めるとともに、市民の国際交流の輪を広げる機会として、富士市国際交流協会と共催で実施している「国際交流フェア」は平成21年度(2009年度)には第22回を数えています。

◎友好都市「中華人民共和国 浙江省 嘉興市」の概要

1. 位置 上海市の南隣、浙江省の省都「杭州市」の北隣に位置している。

2. 人口 約 400 万人

3. 面積 3,915 km² (富士市は 245 km²)

4. 提携年月日 平成元年1月13日

5. 主要産業 シルク・製紙・皮革

◎姉妹都市「アメリカ合衆国 カリフォルニア州 オーシャンサイド市」の概要

1. 位置 アメリカ西海岸 ロサンゼルスの南、約 130 km。 サンディエゴの北、約 60 kmに位置している。

2. 人口 約 18 万人

3. 面積 108 km²

4. 提携年月日 平成3年12月2日

5. 主要産業 観光 (アメリカでも屈指のリゾート地とされている)

ペンドルトン海兵隊基地が立地

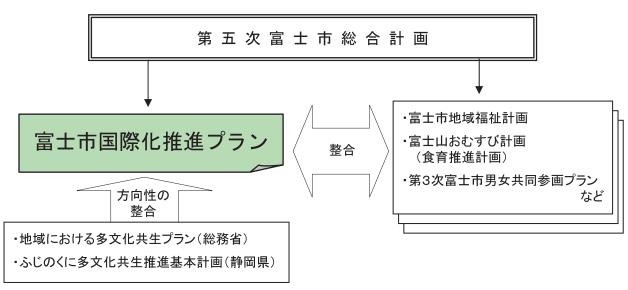
* 外国人集住都市会議: 2001 年(平成 13 年)5 月に、南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市などが集まり設立された。外国人住民に関わる施策や活動状況に関する情報交換を行うとともに、首長会議を開催し、国・県及び関係機関への提言などを通し、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に向けて取り組んでいる。

^{*} ウェブサイト (web site): World Wide Web (WWW) 上にあり、一般に特定のドメイン名の下にある複数のウェブページの集まりのこと。

(3)計画の性格・位置づけ

この計画は、「第五次富士市総合計画」を上位計画とする個別計画として位置づけ、関連する 計画との整合性を図りながら、目標の設定と基本的な考え方の提示、関連する取り組みを体系化 する基本計画として策定するものとします。

【富士市国際化推進プランの位置づけ】



(4)計画の期間

近年の急速な国際化の進展と多文化共生社会の形成に対応するよう、速やかに対応するべき具体的な施策を示す計画とするため、計画期間を平成23年度からの5年間とし、計画の目標年度を平成27年度とします。

また、計画期間中であっても、様々な状況等の変化により見直しの必要が生じた場合は、適宜計画の見直しを行っていきます。



^{*} パブリックコメント (Public Comment): 公的な機関が、規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(パブリック)に、意見・情報・改善案など(コメント)を求める手続をいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。

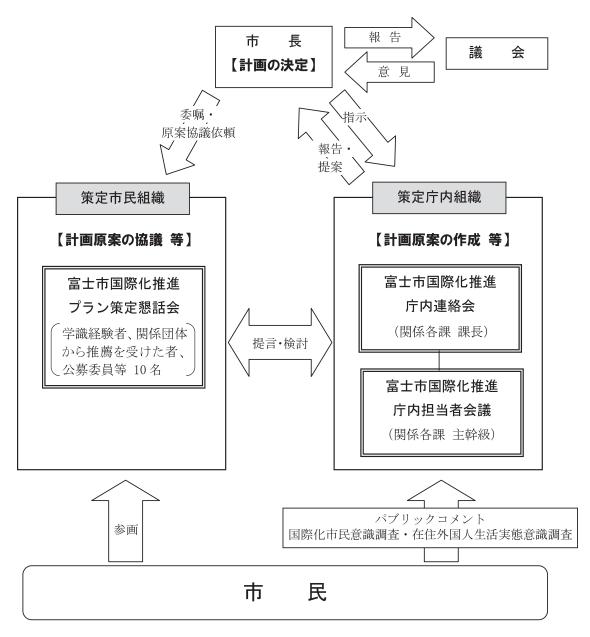
(5) 計画策定の体制

本プランの策定にあたっては、市民の代表として、学識経験者、関係団体から推薦を受けた者や公募者等から構成される「富士市国際化推進プラン策定懇話会」(以下「策定懇話会」という。)を設置するとともに、庁内組織として関係各課の課長で構成される「富士市国際化推進庁内連絡会」(以下「庁内連絡会」という。)と関係各課の主幹級で構成される「富士市国際化推進庁内担当者会議」(以下「庁内担当者会議」という。)を設置し、検討を行いました。

また、平成21年度に「『富士市の国際化』について(日本人市民対象)」と「在住外国人生活実態意識調査(外国人市民対象)」を行い、市民の実態や意識を把握し、それぞれの会議での協議資料としたほか、これら調査結果を踏まえた計画原案を作成、協議しました。

策定懇話会、庁内連絡会、庁内担当者会議で協議を経た原案を、ウェブサイトでの掲載等によって 広く市民に周知し、意見募集(パブリックコメント*)を行った後、策定懇話会と庁内連絡会で最終 案としてとりまとめたものを富士市がプランとして策定します。

【富士市国際化推進プラン策定体制図】

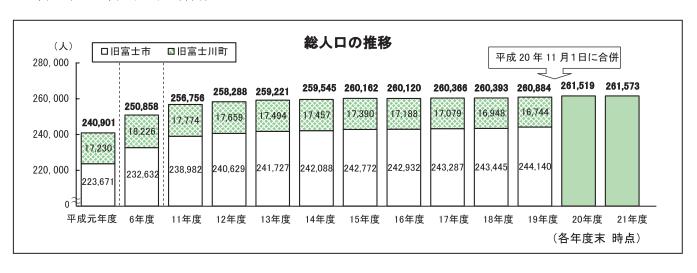


第2章 富士市の国際化を取り巻く現状と課題

(1)統計データに見る現状と課題

① 総人口の推移

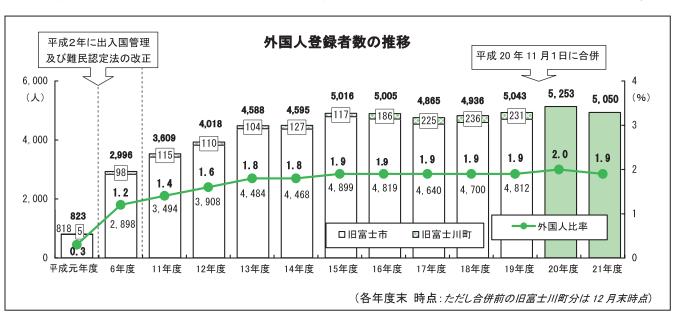
本市の総人口は、やや減少する年度もあったが、全体的には微増傾向が続いており、平成 15 年度末には 26 万人を超え、平成 21 年度末では 261,573 人となっています。(平成 20 年 11 月 1 日合併以前は、旧富士市と旧富士川町の合計)



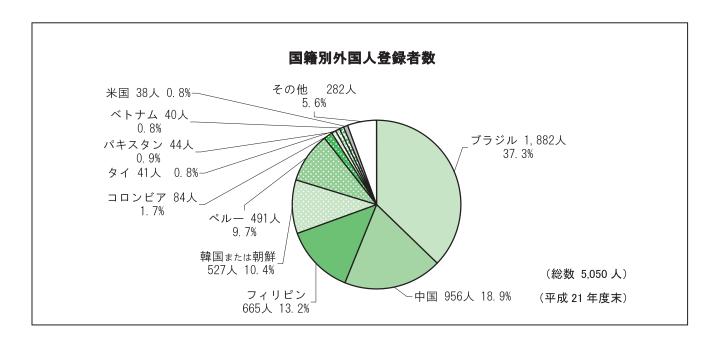
② 外国人市民の状況

外国人登録者名簿による本市の外国人市民の推移を見ると、「出入国管理及び難民認定法」が改正される平成2年以前は、1,000人に満たない状況でしたが、同法の改正後は、入国が容易となった南米からの日系人等の増加により、平成12年度末には4,000人、平成15年度末には5,000人を超えています。その後は増減を繰り返しており、平成20年の秋のリーマン・ショックを契機とする景気後退の影響などで、平成21年度末は5,050人とやや減少しています。

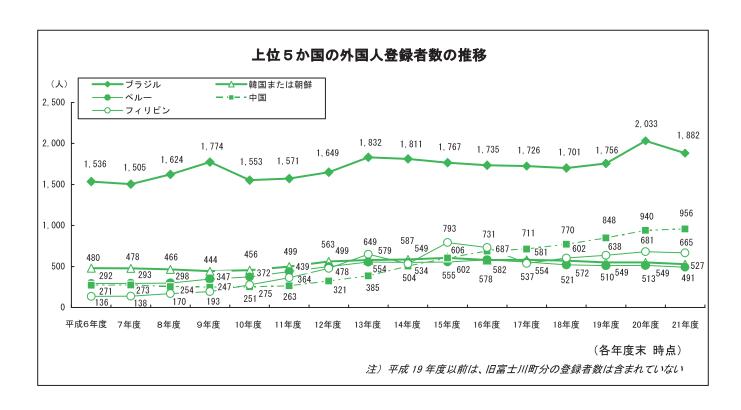
また、外国人登録者数の総人口に対する比率は、平成13年度以降は1.8~2.0%で推移しています。



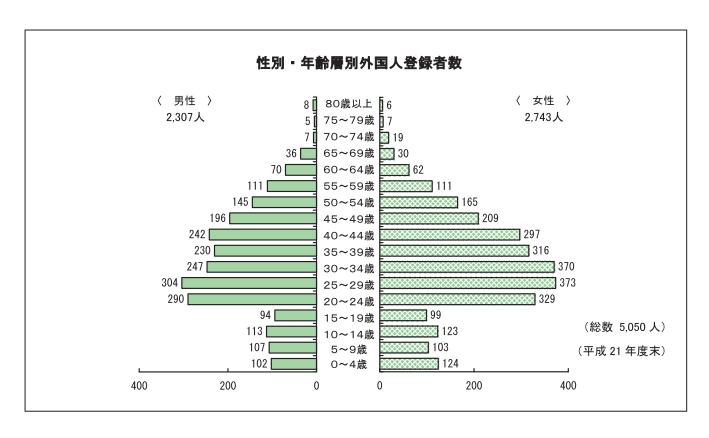
国籍別に外国人登録者数を見ると、平成 21 年度末は 48 国籍の合計 5,050 人となっています。上位の国籍をみると、「ブラジル」が 37.3% (1,882 人) で最も多く、以下「中国」が 18.9% (956 人)、「フィリピン」が 13.2% (665 人)、「韓国または朝鮮」が 10.4% (527 人)、「ペルー」が 9.7% (491 人) となっており、上位 5 か国で外国人登録者数全体の 89.5%を占めています。



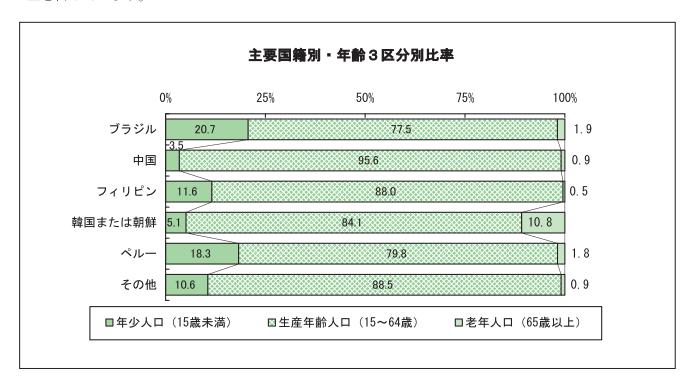
上位5か国の外国人登録者数の推移を見ると、例年、日系人の多い「ブラジル」が他の国籍に比べて圧倒的に多く、最も多い平成20年度では2,033人と、2千人を上回っています。また、平成16年度以降は「中国」の増加が著しく、平成21年度は多くの国籍の外国人市民が減少しているなか、「中国」は前年度よりも16人増加しています。



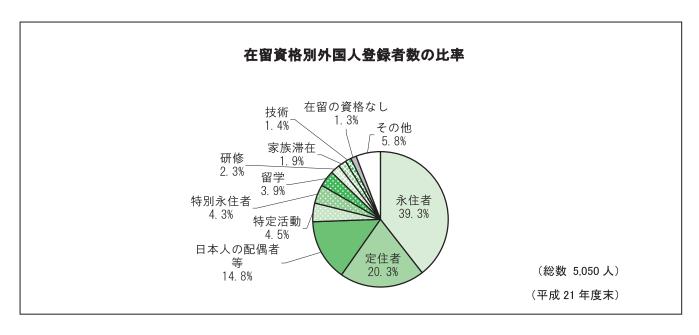
性別・年齢層別にみると、男女とも「19歳以下」の未青年の各年齢層では 100 人前後となっていますが、「20~24歳」では 300 人前後と、急激に増加しており、「20~49歳」の働き盛り年齢層が中心となっています。



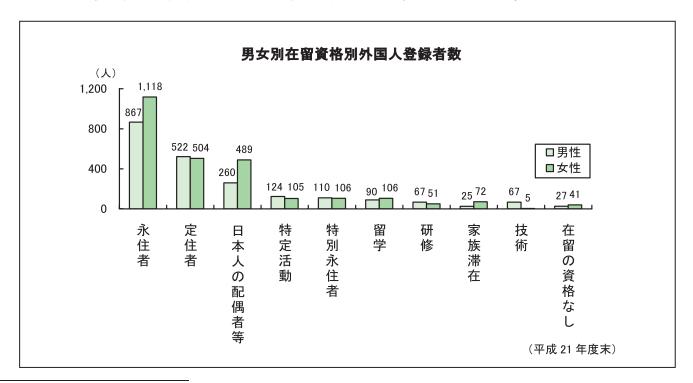
主要国籍別に年齢3区分別比率をみると、「ブラジル」と「ペルー」の2国籍においては、15 歳未満の年少人口が約2割を占めています。一方、「韓国または朝鮮」では65歳以上の老年人口が1割以上を占めています。



在留資格別に見ると、活動内容の制限もなく、在留の期限もない「永住者*」が39.3%と最も多く、次いで、活動内容の制限はないが、在留期限が1年または3年に制限されている「定住者」が20.3%となっており、この2項目で過半数を占めています。以下、「日本人の配偶者等」が14.8%、「特定活動*」が4.5%、「特別永住者*」が4.3%と続いています。



男女別に在留資格を比較してみると、女性は「永住者」、「日本人の配偶者」の2項目で、男性より200人以上多く、在留期間に定めのない永住者は女性の方が多くなっています。



^{*} 永住者: 法務大臣が永住を認める者に対して付与するものであり、生涯を日本に生活の根拠をおいて過ごす者に対して与えられる在留資格。原則として、在留活動や在留期間に制限がない。

^{*} 特定活動:外交官等に雇用されるために入国する外国人やワーキング・ホリデー制度により入国する外国人、研修終了後、技能実習制度への移行が認められた外国人に与えられる在留資格。

^{*} 特別永住者:「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法」により、戦前から日本に居住する朝鮮半島や台湾出身者及びその子孫等に対して付与される法的地位をいう。

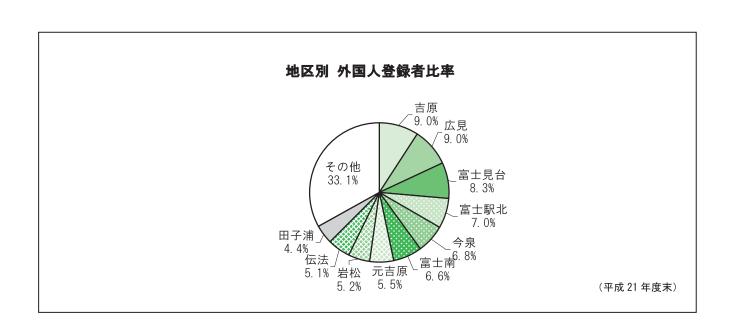
地区別に外国人登録者数を見ると、「吉原」と「広見」がそれぞれ9.0%と多くなっています。次いで、「富士見台」が8.3%、「富士駅北」が7.0%、「今泉」が6.8%、「富士南」が6.6%と続いており、特定の地域だけでなく、市内の多くの地域で外国人市民が居住していることがわかります。

地区別 外国人登録者数 比率

地区名	人数(人)	比 率
吉原	457	9.0%
広見	452	9. 0%
富士見台	419	8. 3%
富士駅北	351	7. 0%
今泉	344	6. 8%
富士南	333	6. 6%
元吉原	276	5. 5%
岩松	262	5. 2%
伝法	260	5. 1%
田子浦	223	4. 4%
富士駅南	204	4. 0%
丘	193	3. 8%
青葉台	191	3. 8%
須津	148	2. 9%

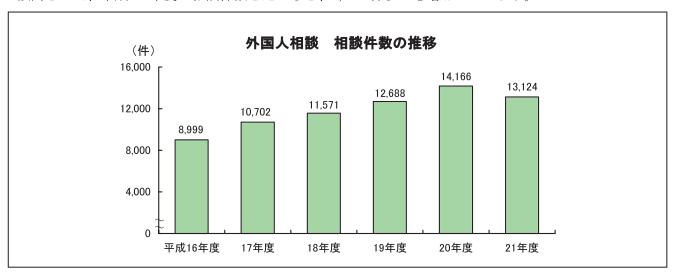
地区名	人数(人)	比 率
松野	137	2. 7%
鷹岡	119	2. 4%
大渕	117	2. 3%
吉永	116	2. 3%
岩松北	101	2. 0%
富士川	96	1. 9%
原田	84	1. 7%
富士北	76	1. 5%
天間	44	0. 9%
吉永北	28	0. 6%
神戸	15	0. 3%
浮島	4	0. 1%
合 計	5, 050	100. 0%

(平成 21 年度末)



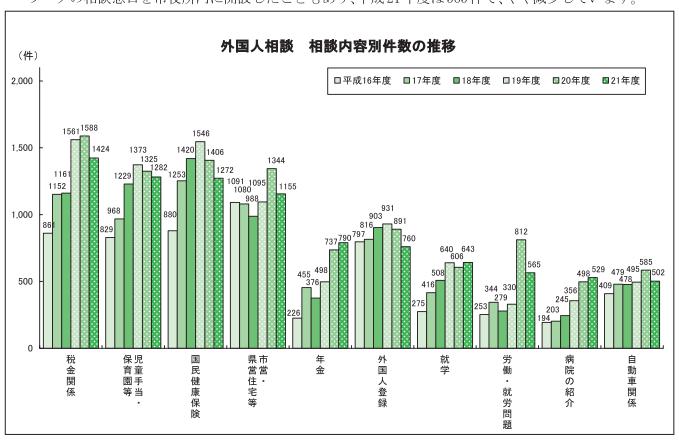
③ 外国人相談窓口の状況

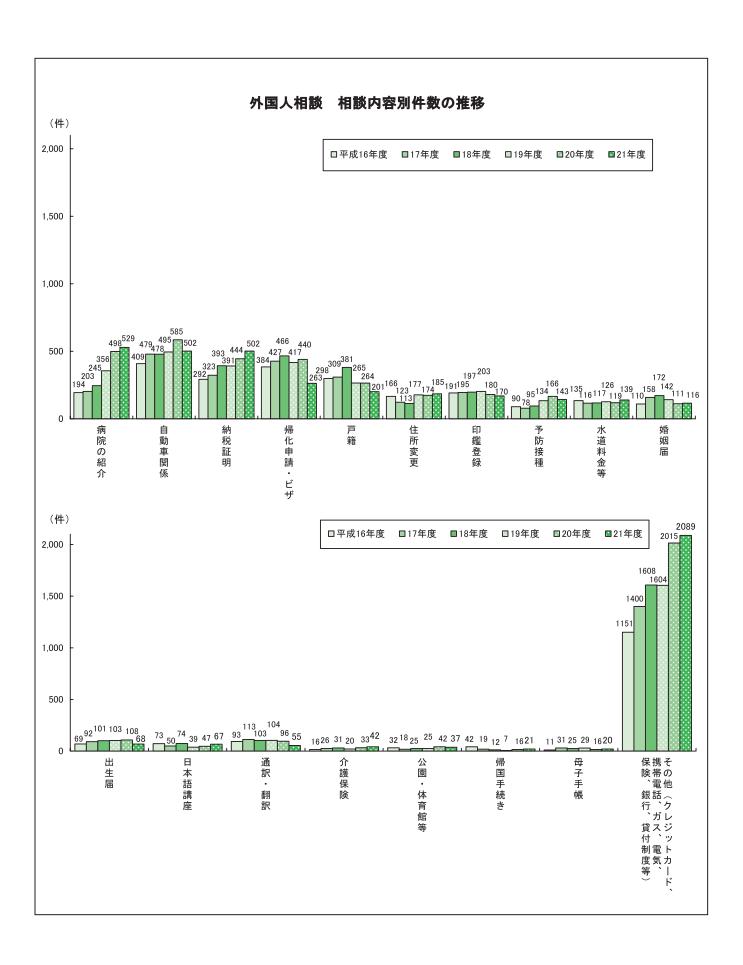
スペイン語とポルトガル語の通訳が常駐する外国人相談窓口の利用件数は、平成20年度では14,000件を超えていましたが、平成21年度は13,124件と、やや減少しています。ただし、全体的には増加傾向といえ、平成16年度の相談件数と比べると、4,000件以上も増加しています。



外国人相談の内容を見ると、例年、クレジットカードや携帯電話など行政関係以外の相談の「その他」が最も多いものの、具体的な項目においては、平成21年度は「税金関係」が1,424件で多く、次いで「児童手当・保育園等」が1,282件、「国民健康保険」が1,272件、「市営・県営住宅等」が1,155件の順となっています。

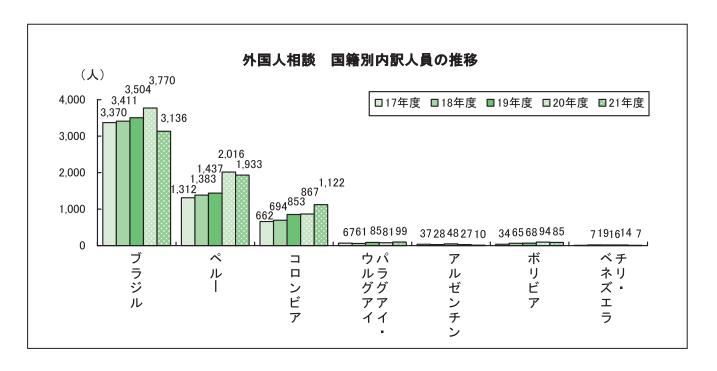
また、「労働・就労問題」は平成20年度に812件と、前年度と比べて急激に増加しましたが、ハローワークの相談窓口を市役所内に開設したこともあり、平成21年度は565件で、やや減少しています。



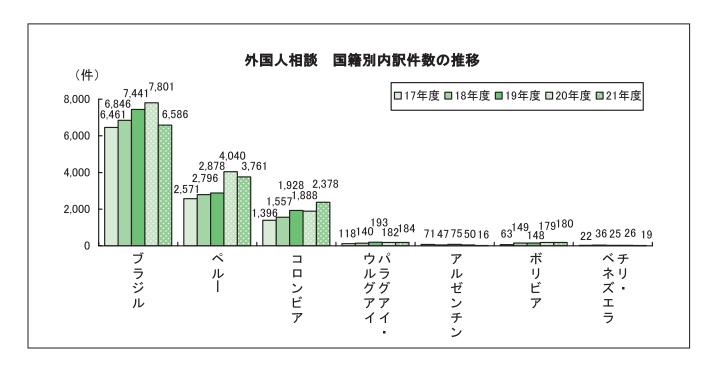


外国人相談の国籍別内訳人員を見ると、「ブラジル」が 3,136 人で最も多く、次いで「ペルー」が 1,933 人、「コロンビア」が 1,122 人と続いています。

平成 21 年度では、「ブラジル」、「ペルー」の人員は減少していますが、「コロンビア」は増加し続けています。

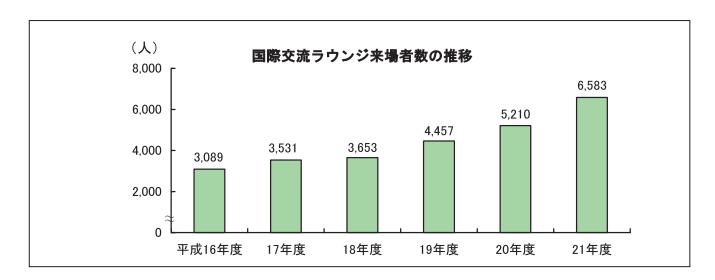


外国人相談の国籍別内訳件数を見ると、外国人相談の国籍別内訳人員とほぼ同様の順位となっています。平成 21 年度の件数については、人員と同様、「ブラジル」、「ペルー」で減少しており、「ブラジル」では 1,000 件以上の減少となっています。一方、「コロンビア」では件数も前年度に比べて、490 件の増加となっています。

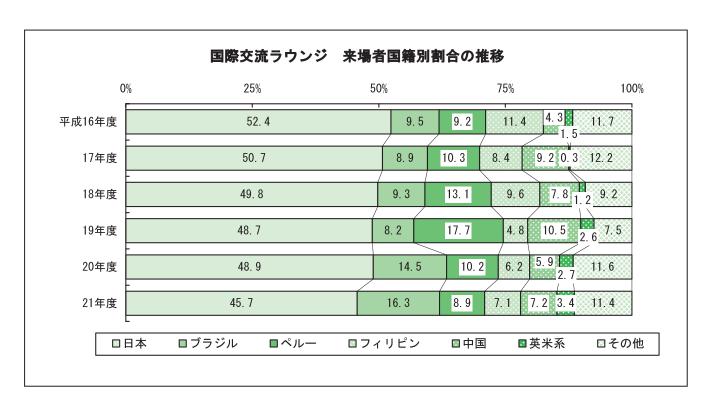


④ 国際交流ラウンジ (FILS) の利用状況

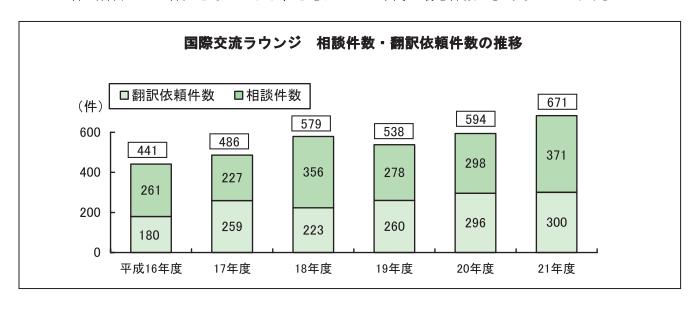
国際交流ラウンジ来場者数は年々増加し続けています。平成 20 年度には 5,000 人を超えて、平成 21 年度には 6,583 人となっています。



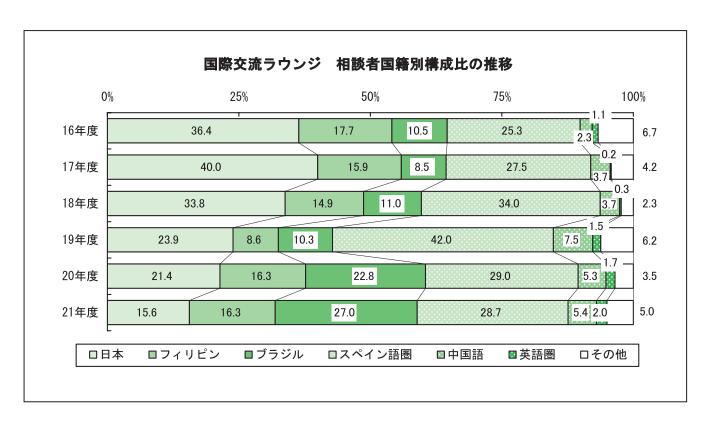
国籍別に国際交流ラウンジ来場者割合を見ると、年々、日本人の割合が減少し、外国人の市民の割合が増加しており、"外国人市民の支援の拠点"としての役割が浸透してきていると思われます。



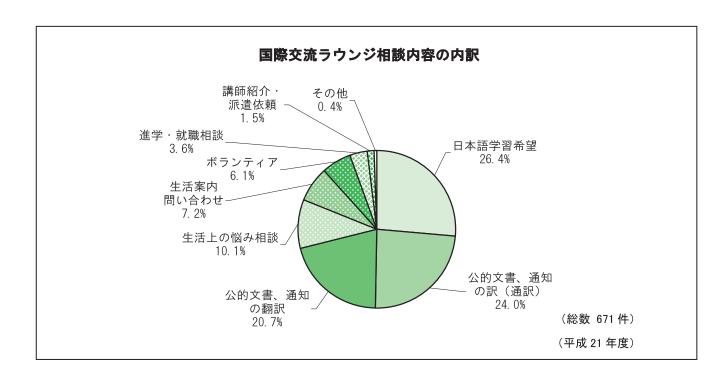
国際交流ラウンジでの相談件数・翻訳依頼件数を見ると、相談件数・翻訳依頼件数ともに増減の幅はあるものの、全体的には増加傾向にあります。平成21年度では、相談件数が371件、翻訳依頼件数が300件(合計で671件)となっており、ともにこの6年間で最も件数が多くなっています。



国際交流ラウンジでの相談者国籍別構成比を見ると、平成 16・17 年度は「日本」が 4 割前後で最も 多く、平成 18 年度以降は「スペイン語圏」が最も多くなっています。ただし、ここ 2 年間は相談者の 国籍の分散傾向がみられ、平成 21 年度では「スペイン語圏」と「ブラジル」が 2 割台、「フィリピン」「日本」が 1 割台となっています。



平成21年度の国際交流ラウンジ相談内容を見ると、「日本語学習希望」が26.4%で最も多く、次いで「公的文書、通知の訳(通訳)」が24.0%、「公的文書、通知の翻訳」が20.7%となっており、言葉の問題での相談内容が上位にあがっています。



- ○外国人市民の増加と定住化傾向が見られる中で、文化や習慣、価値観等の違いをともに認め 合い、尊重し合えるよう、市民の意識向上を図る必要があります。
- ○近年、中国籍の登録者が増加していることから、様々な場面での多言語対応について中国語での対応が求められると予想されます。
- ○市内の様々な地域に外国人市民が居住しているため、地域コミュニティはどのように受け入れ、また、どのように参加してもらうのかといった点が課題といえます。
- ○外国人市民が抱えている日常生活のトラブル、結婚・離婚、社会保険や医療、住居、教育、 労働などの問題は、複雑で多岐にわたって存在しています。相談件数や内容の変化に対応し て、相談体制の見直しを進めていく必要があります。

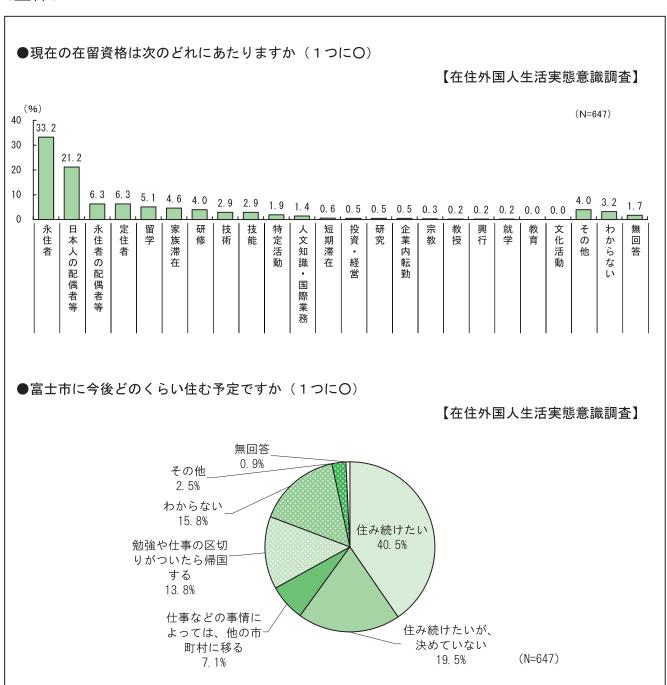
(2) アンケート結果に見る現状と課題

本計画を策定するに当たり、本市に在住する日本国籍、外国籍の双方の市民に対してアンケート調査を実施しました。

【アンケートの概要】

	国際化市民意識調査	在住外国人生活実態意識調査
調査目的	国際化や友好・姉妹都市交流、地域の 外国人市民との交流や国際協力などに ついて市民の意識や実態を把握する	市内在住の外国人市民の生活者としての 実態や問題点を把握する
調査対象	市内在住の 20 歳以上の男女	市内に居住する外国人登録者のうち 20 歳以上の男女
標本数	3,000 人	国籍別上位 5 カ国の 2,000 人
抽出方法	住民基本台帳から等間隔無作為抽出	外国人登録者台帳による層化二段無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成21年7月~8月	平成21年7月~8月
有効回収数	1,750 サンプル	647 サンプル
有効回収率	58.3%	32.4%

<全体>



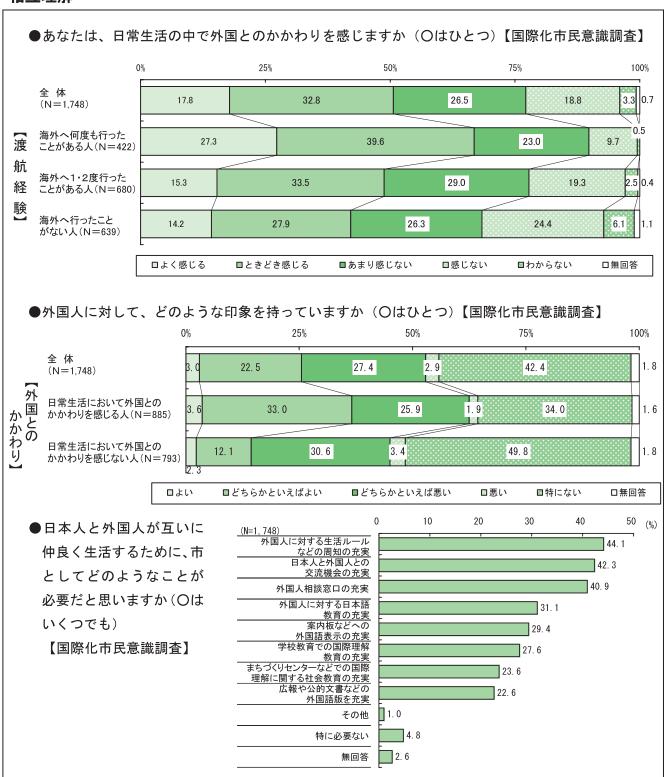
注) グラフ中の「N」は標本数(number of samples)を表します。

【課題】

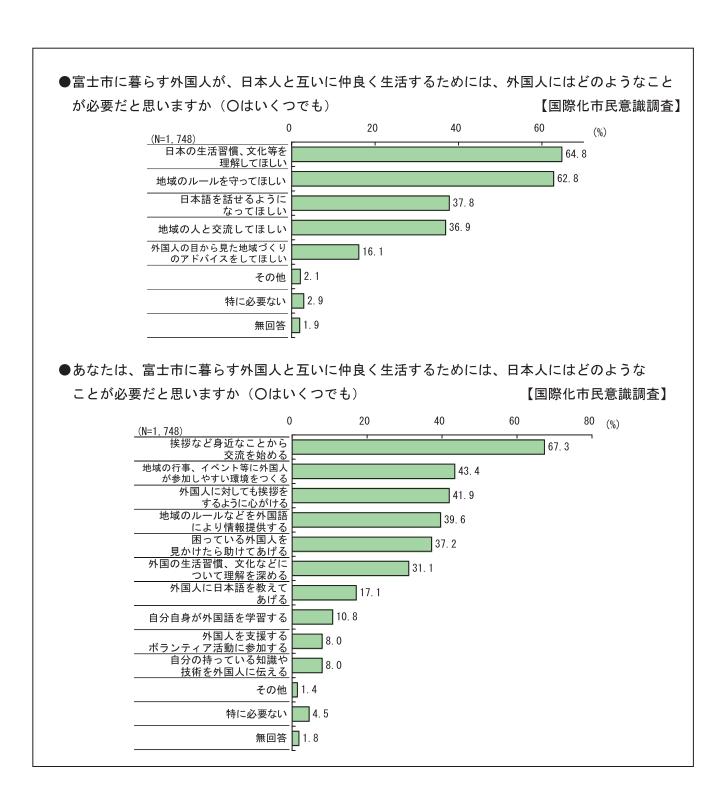
○外国人市民を、今後とも定住する生活者として捉えていく必要があります。

<多文化共生の地域づくり>

相互理解

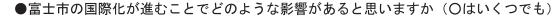


- ○渡航経験や外国籍の人とのかかわりのある人ほど外国籍の人に対する理解を示していることから、外国籍の人とかかわる機会を確保して、理解を深めていくことが必要です。
- ○市の現状を踏まえ、多文化共生社会の必要性や重要性を周知していく必要があります。

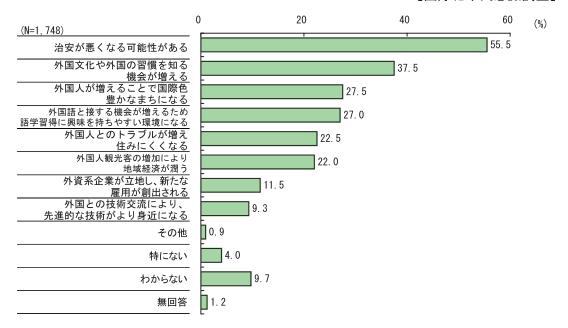


【課題】

○多文化共生社会に向けて、外国人市民、日本人双方に向けた行政からのアプローチが必要です。

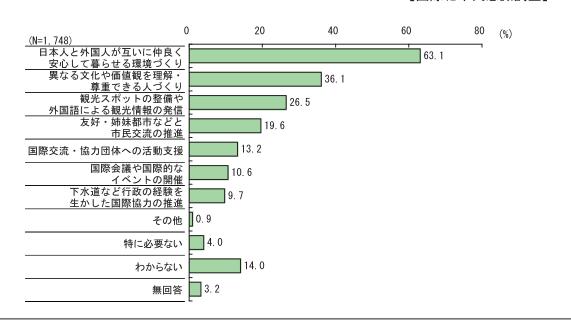


【国際化市民意識調査】



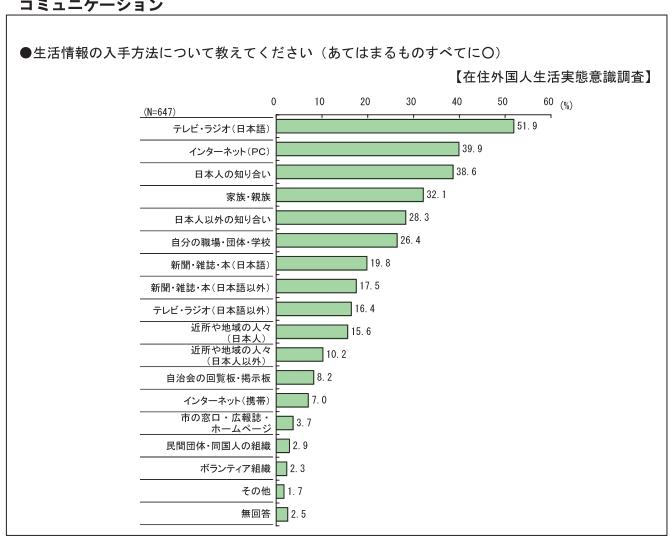
●国際化の進展に伴い、富士市においてどのような施策が重要だと考えますか(○はいくつでも)

【国際化市民意識調査】



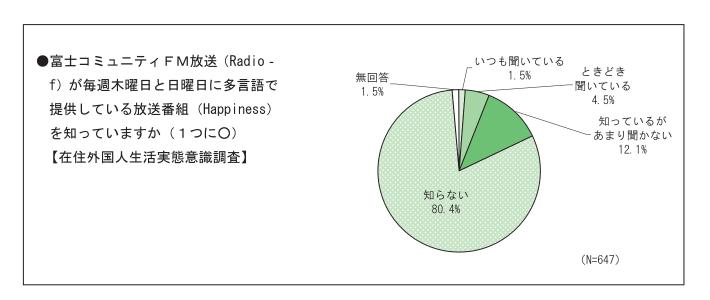
- ○国際化=治安悪化の連想を遮断するための取組が必要です。
- ○文化や価値観の違いを理解し、お互いを尊重できる人づくりを進めていく必要があります。

コミュニケーション

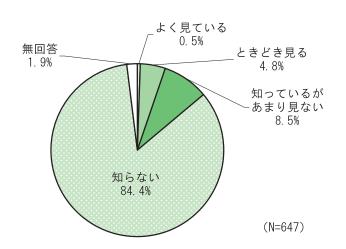


【課題】

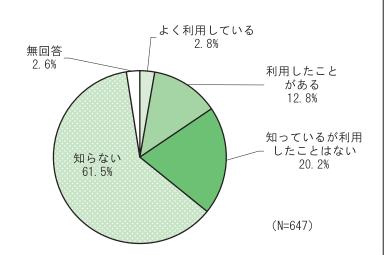
○「インターネット (PC)」は4割の外国人市民が使っており、生活情報提供手段として積極的 対応が必要です。



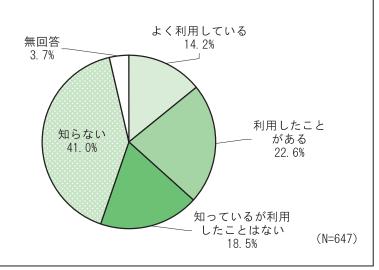
●富士市ホームページの多言語版 はご覧になりますか(1つに○) 【在住外国人生活実態意識調査】



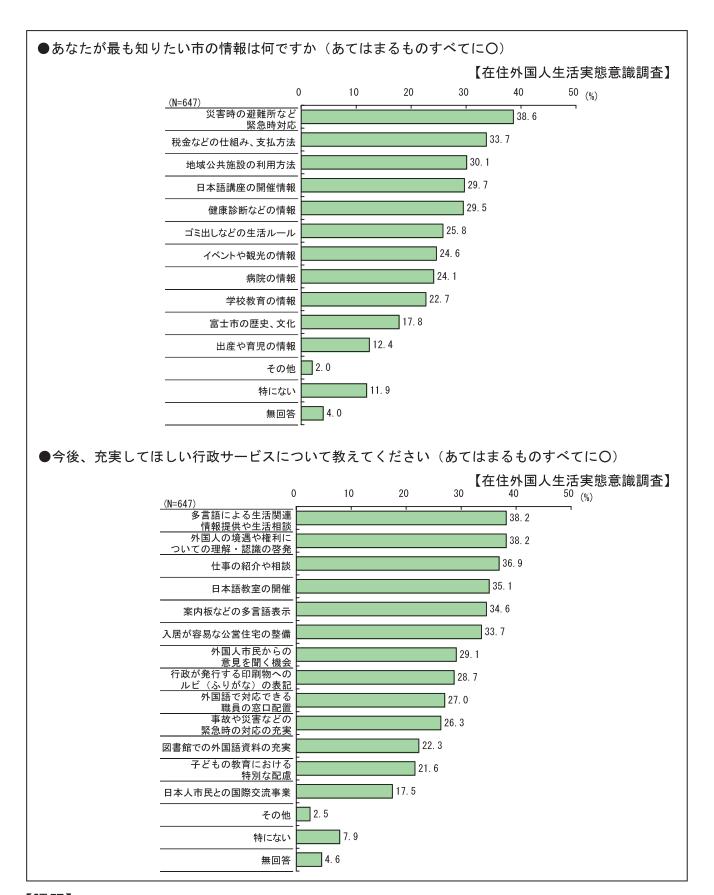
●富士市交流プラザ内にある国際 交流ラウンジ (FILS) を知っていますか (1つに○) 【在住外国人生活実態意識調査】



●富士市役所内にある外国人相談窓口(ポルトガル語・スペイン語)を知っていますか(1つに〇) 【在住外国人生活実態意識調査】



- ○多言語による情報提供をもっと知ってもらう必要があるとともに、情報の内容がニーズに沿っているか検討する必要があります。
- ○相談窓口の積極的な周知・充実に努める必要があります。

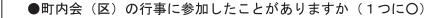


- ○行政サービスとしては日本人との交流事業よりも情報提供や相談に力を入れる必要があります。
- ○情報として望まれているものは、外国人市民が日本で暮らしていくための基本的な事項である 生活情報です。

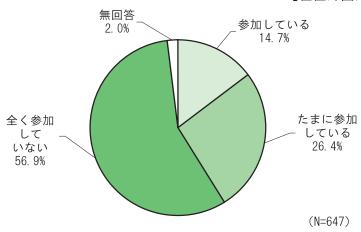
●日本語をどのように学習しました(しています)か(あてはまるものすべてにO) 【在住外国人生活実態意識調査】 60(%) 0 20 40 (N=647)49.3 自分ひとりで 24.0 家族・友人から 18.7 母国の学校で 12. 7 日本の学校で 7.1 テレビ・ラジオ講座・通信教育等 役所、ボランティアの 6.3 日本語講座などで 11. 1 学習していない 6.3 その他 1.7 無回答 ●あなたは今後日本語を学びたいですか(1つに〇) 【在住外国人生活実態意識調査】 無回答 3.4% 学びたいと 思わない 8. 2% 学びたいが、 学べない 12.8% 学びたい 75.6% (N=647)

- ○図書館等への、自習のための教材、資料の充実や、日本語学習の定員枠の拡大など学習支援 の充実を図る必要があります。
- ○身近な場所で学習する機会を持つことができるようにする必要があります。

社会参画

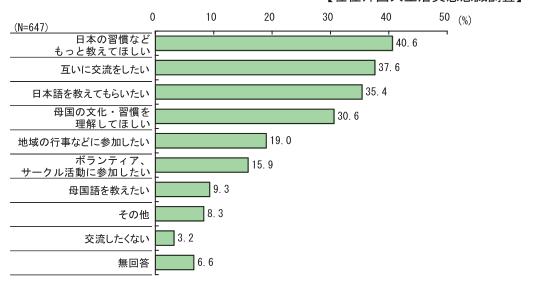


【在住外国人生活実態意識調査】



●地域の日本人と付き合っていく上で、望むことは何ですか(あてはまるものすべてに○)

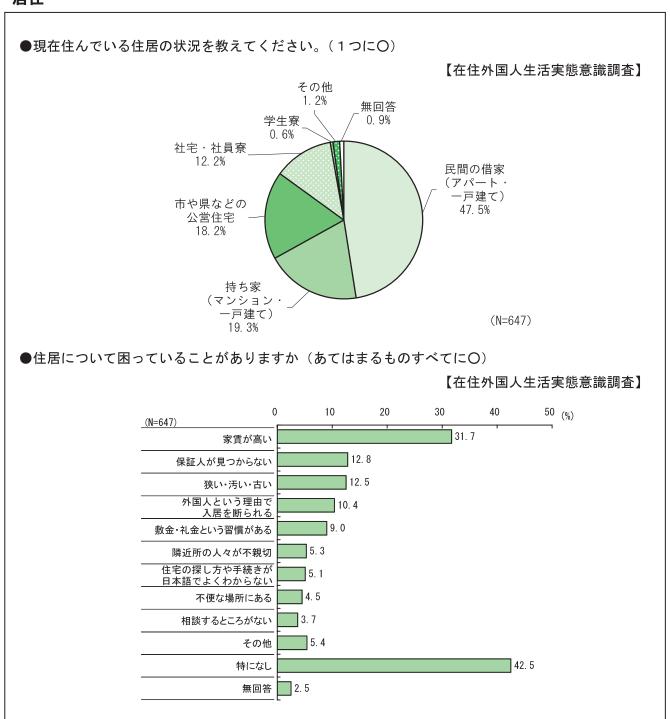




- ○町内会(区)の情報伝達の方法などについて周知や工夫が必要です。
- ○日本人と交流する機会を多く設け、コミュニケーションの活性化を図る必要があります。

< 外国人市民も快適に暮らせる環境づくり>

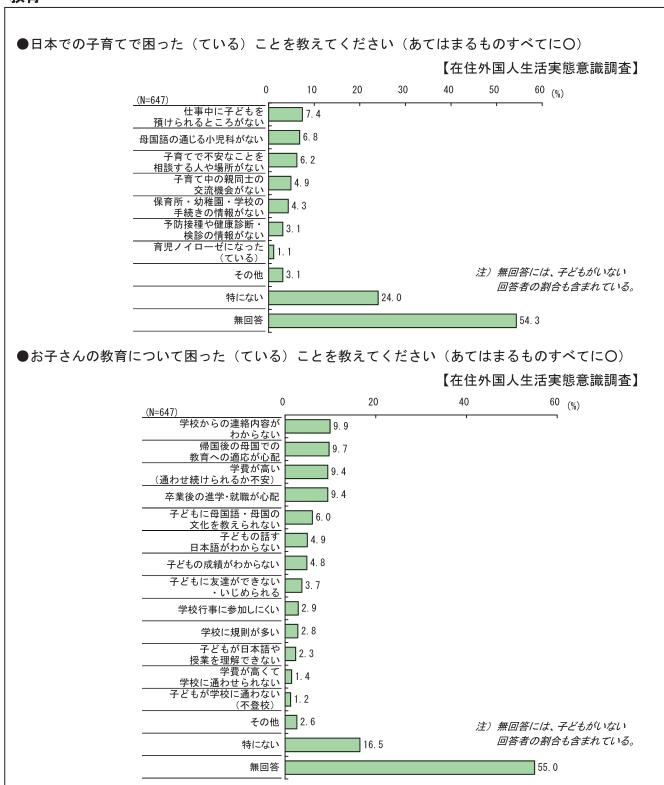
居住



【課題】

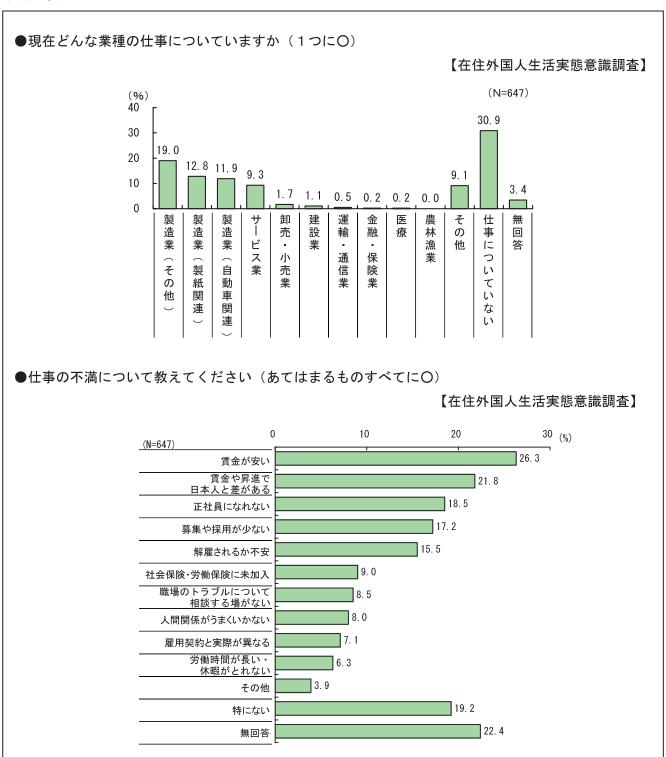
○住居の状況は「民間の借家(アパート・一戸建て)」が約半数を占めており、住居について 困っていることとして、「保証人が見つからない」や「外国人という理由で入居を断られる」 も1割程度みられ、家主・外国人市民借主双方への情報提供等による相互理解の醸成が必要 です。

教育



- ○子育てについては、相談する場、交流機会、情報の提供が必要不可欠です。
- ○教育については、「子どもが日本語や授業を理解できない」「学費が高くて学校に通わせられない」「子どもが学校に通わない(不登校)」などもあげられており、コミュニケーションの手立ての充実など、きめ細かな対応が必要です。

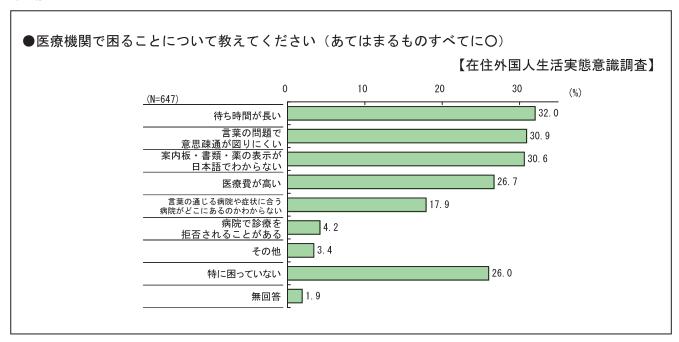
労働環境



【課題】

○企業や関係機関との協力、連携により安心して就業できるよう努める必要があります。

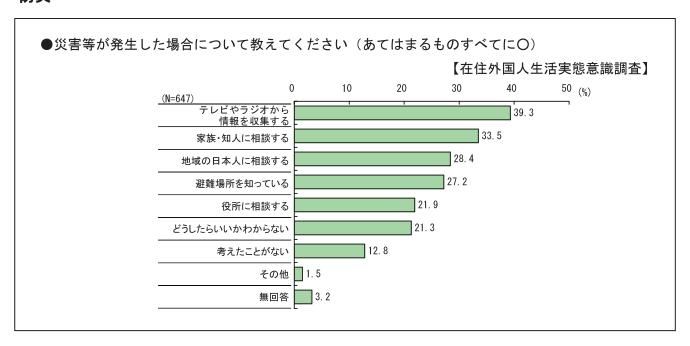
医療



【課題】

○待合室の表示や薬の表記の多言語併記など、医療に関するコミュニケーションの手立ての検 討が必要です。

防災

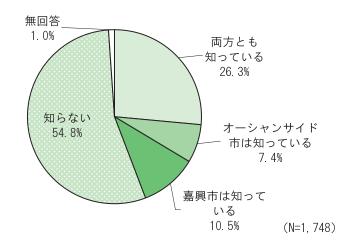


- ○避難場所や防災に関する情報提供が必要です。
- ○災害発生時における情報提供の方法やコミュニケーションの支援体制の整備が必要です。

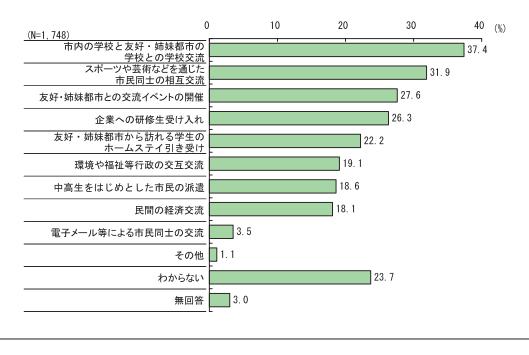
<国際化を担う人づくり>

国際交流

●あなたは、富士市が中国 嘉興市、米国 オーシャンサイド市と友好・姉妹都市提携を結んでいる ことを知っていますか(○はひとつ) 【国際化市民意識調査】

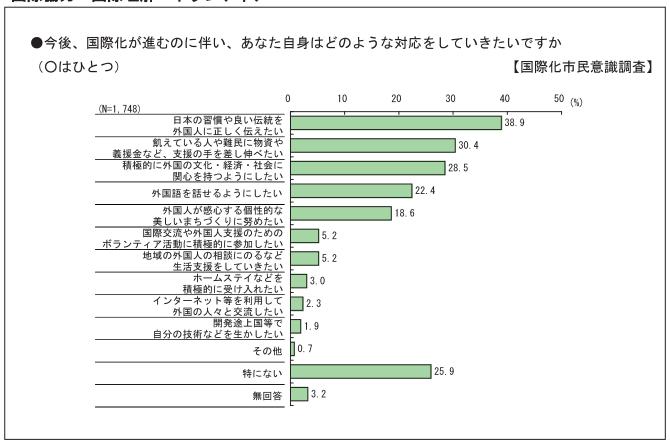


●友好・姉妹都市との交流は、今後どのような交流内容を重視して進めていくべきだと思いますか (○はいくつでも) 【国際化市民意識調査】



- ○友好・姉妹都市提携の意義、提携先の紹介、交流事業の実態などを市民に周知していく必要が あります。
- ○調査結果を踏まえ、友好・姉妹都市との交流事業の方法などについて検討していく必要があります。

国際協力・国際理解・ボランティア



【課題】

- ○国際協力の必要性を一層啓発していくとともに、市民が自分にもできると考えている国際協力活動については、円滑に参加できるよう窓口や市の取り組みなどを周知していく必要があります。
- ○外国の文化や社会について学ぶ機会や外国人市民に対して日本に関して教える機会など、 日本人市民が主体的に異文化理解や外国人支援に関わる機会を提供することが必要です。

第3章 計画の基本ビジョン

(1)基本理念

~ 基 本 理 念 ~

心通い合う多文化共生のまち ふじ

国籍や民族・文化の違いによる異なる価値観を、全ての市民が互いに理解に努め、尊重し合いながら、心を通わせ、日本人市民も外国人市民も同じ富士市民として共存していくことができる多文化共生社会の実現を目指します。



(2) 基本目標

基本理念を実現するためには、日本人市民と外国人市民の双方の共生意識を高める地域づくり、 外国人市民が富士市で安心して生活していけるための環境づくり、国際感覚豊かな市民を育成していく人づくりの必要があります。

そのため、以下の3つを基本目標に掲げて、"多文化共生"及び"国際化"を推進していきます。

基本目標1 多文化共生の地域づくり

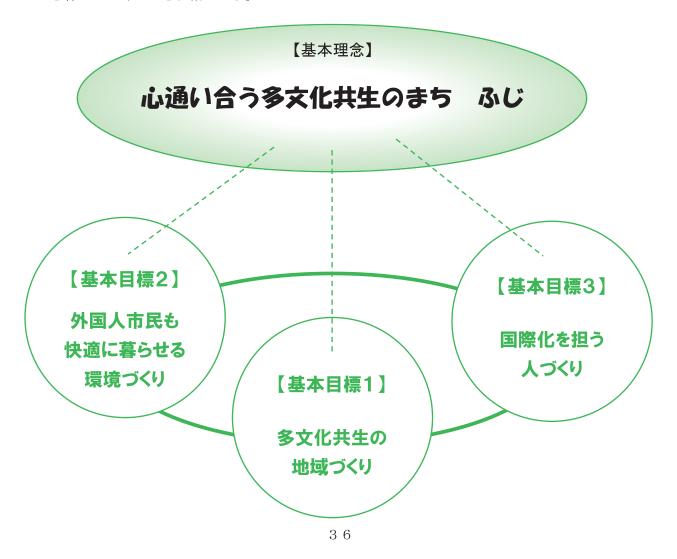
国籍や文化の違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員であるとの多文化共生意識を啓発 し、日本人市民と外国人市民の相互の理解を深めることを目指します。

基本目標2 外国人市民も快適に暮らせる環境づくり

言葉や生活習慣が異なる外国人市民も、同じ地域に生きる生活者として、地域の人々と安心 してともに暮らせる環境づくりを目指します。

基本目標3 国際化を担う人づくり

異なる文化や価値観を持つ人々を尊重し、これからの国際化社会を担う国際感覚豊かな人材を育んでいくことを目指します。



ふじ

基本目標1 多文化共生の地域づくり		
	相互理解	(1) 市民主体による多文化共生のまちづくりの推進
		(2)地域住民に対する多文化共生・異文化理解に関する啓発
		(3)国際交流の機会の促進
	- コミュニケーション	(1) 多様な言語、多様なメディアによる行政・生活に関する情報提供
		(2)日本語の学習機会の充実
		(3)日本社会への理解の促進
		(4)外国人市民のための生活相談窓口の充実
	社会参画	(1) 外国人市民の社会参画の促進

基本目標2 外国人市民も快適に暮らせる環境づくり (1)情報提供による居住支援 居 住 (2) 外国人市民が集住する団地における相談窓口の充実 (1) 学習支援・相談体制等の充実 教 育 (2) 地域ぐるみの取組の充実 労 (1) 関係機関との連携による就労支援 就 (1)成人の健康診査、がん検診等の充実 保健・福祉 (2) 母子保健及び保育における対応の充実 (1) 市立病院における対応の充実 医療・救急 (2) 医療保険への加入促進 (3) 救急・消防の対応の充実 (1) 防災意識の啓発 防 ₩ (2) 避難所等の情報提供 (1)ドメスティックバイオレンス等の被害者支援に関する情報提供 人 権 尊 重

基	本目標3	国際化を担う人づくり
	国際交流	(1)友好・姉妹都市交流の推進
	国际义派	(2) 国際交流の促進
	国際協力・理解	(1) 国際協力の促進
	国际励力・珪件	(2) 国際理解・多文化共生の教育の充実
	ボランティア	(1) 市民ボランティアの育成

(4) 重点施策一覧

それぞれの基本目標の達成に向け、意識調査*等において明らかになった課題に関して、早急に対応が必要な取組や、今後、多文化共生・国際化を推進していく上で欠かせない取組として、以下の9項目を、重点施策に位置づけます。

【基本目標1 多文化共生の地域づくり】

相互理解(1)市民主体による多文化共生のまちづくりの推進

現状·課

意識調査では、国際化の進展に伴う重要な市の施策として、6割を超える日本人市民が「日本人と外国人が互いに仲良く安心して暮らせる環境づくり」と回答していますが、"多文化共生"という言葉を「意味を含めて知っている」と回答した人は、およそ2割です。

方向

性

日本人市民も外国人市民も心通い合う地域社会の実現に向けては、より多くの市民が主体的に多文化共生のまちづくりに関わることが望まれます。

国際交流団体や市民ボランティアとの協働の下、国際交流ラウンジ(FILS)を多文化共生の推進拠点として、地域のボランティアが中心となり外国人児童の学習支援を行う学習サポートセンターなど地域に根ざす取組も充実させながら、多文化共生のまちづくりを推進します。

コミュニケーション(1)多様な言語、多様なメディアによる行政・生活に関する情報提供

現状•課題

意識調査では、およそ4割の外国人市民が「生活関連情報や生活相談」を今後充実してほ しい行政サービスと回答しています。また、最も知りたい市の情報としては、「災害時の避 難所などの緊急時対応」、「税金などの仕組み、支払方法」、「地域公共施設の利用方法」 等をあげています。

市では、これまでも多言語によるラジオ番組やウェブサイト等を通じ、外国人市民向けの 情報提供を行ってきていますが、十分に活用されていない状況も見られます。

方向性

日本語が不自由なことから生じる、外国人市民の日常生活における不安を軽減し、活発な社会参加や地域での交流を促すためには、必要な情報が行き届く必要があります。

情報提供の方法の工夫や多言語ウェブサイト等の現在の取組の周知に努めるとともに、多言語や簡単でわかりやすい日本語による情報提供に関するガイドラインを検討するなど、市からの情報提供の充実に努めます。

^{*} 意識調査:本計画を策定するにあたり、本市に在住する日本国籍、外国籍の市民に対して実施したアンケート調査。 調査の概要に関しては18ページ参照。

コミュニケーション:(2)日本語の学習機会の充実

現状·課題

意識調査では、およそ9割の外国人市民が今後日本語を学びたいとしていますが、日本語について、「不自由なくできる」「だいたいできる」を合わせた『できる』は、「聞く」が6割、「話す」が5割、「読む」及び「書く」が3割程度となっています。

また、最も知りたい市の情報として、3割の外国人市民が「日本語講座の開催情報」をあげています。

方向性

日本での暮らしでは、地域社会でのコミュニケーションや就業など様々な場面において、 日本語でのコミュニケーション能力が不可欠な状況があります。

国際交流ラウンジ (FILS) の日本語教室や「外国人のための日本語講座」などの日本語学習機会の周知及び充実に努めます。

コミュニケーション: (3) 日本社会への理解の促進

現状·課題

意識調査では、外国人市民と日本人市民がお互い仲良く生活するために最も必要なこととして、日本人市民が外国人市民に最も期待することは、「日本の生活習慣、文化等を理解してほしい」や「地域のルールを守ってほしい」となっています。

また、市の取り組みとして必要なこととして、「外国人に対する生活ルールなどの周知の 充実」が最も多くあげられています。一方、地域の日本人市民と付き合っていくうえで、外 国人市民が最も望むことは、「日本の習慣などをもっと教えてほしい」となっています。

方向性

日本文化・習慣の学習の機会の提供や転入時にゴミの出し方などの説明を行う生活オリエンテーションを検討するなど、外国人市民の日本社会への理解の促進に努めます。

社会参画: (1) 外国人市民の社会参画の促進

現状·課題

意識調査では、町内会(区)の行事に全く参加していないと回答した外国人市民は、5割を超えており、参加していない人の半数が、「情報不足」を理由にあげています。

地域の行事やルール、市から情報等の伝達は、町内会(区)を通じて行われており、町内会(区)に加入していない場合は、情報が伝わりにくい状況があります。

一方、地域の日本人と付き合っていく上で望むこととして、およそ4割の外国人市民が、「互いに交流したい」、2割が「地域の行事などに参加したい」をあげています。

方向性

町内会(区)への加入促進や、日本語の堪能な外国人市民が地域でのコミュニケーションの橋渡し役として活躍できる通訳制度の検討を行うなど、外国人市民の社会参加が促進される環境づくりに努めます。

【基本目標2 外国人市民も快適に暮らせる環境づくり】

教育: (1) 学習支援・相談体制等の充実

現状·課

国籍にかかわらず、社会の一員として、将来を担う子どもたちの教育は重要ですが、外国 人児童生徒にとっては、慣れない環境に加えて、日本語の理解が十分でないなどから、学校 での学習に困難が伴う場合があります。

また、言葉や文化・教育制度等の違いから、保護者と学校とのコミュニケーションが難しいなどの課題もあり、意識調査においても、外国人市民の教育に関する悩みは多岐にわたっています。

方向性

日本語が十分理解できない子どもたちも安心して学習に取り組み、充実した学校生活が送れるよう、子どもたちの学習支援等に対応できる協力員の派遣や保護者との対応の際の通訳、進学ガイダンスの開催など、外国人児童生徒に対するきめ細かい指導や保護者に対する相談体制等の充実に努めます。

防 災: (1) 防災意識の啓発

現状·課

意識調査において、災害時に「どうしたらよいか、わからない」と回答した外国人市民は およそ2割、「考えたことがない」と回答した外国人市民はおよそ1割となっております。

一方、最も知りたい市の情報として、4割近くの外国人市民が「災害時の避難所などの緊急時対応」をあげています。平常時からの地震等に対する備えについての啓発とともに、避難場所など災害時の対応に関する知識の普及が必要です。

方向性

実際の災害時の被害を最小限に留め、大きな混乱を招かないためには、日頃からの災害時に備えた心構えや携帯品等の準備、地域とのつながりが大切です。

防災講座の実施や防災訓練への参加を促進するなど、外国人市民の防災意識の向上に努めます。

【基本目標3 国際化を担う人づくり】

国際交流:(1)友好・姉妹都市交流の推進|

現状 課

友好・姉妹都市交流により、市民が異文化を肌で感じることができる貴重な経験を積むこ とができます。

題

意識調査において、渡航や外国籍の人たちとの関わりをもった経験がある人ほど、異文化 に対する理解が深いことが示されています。

方向

友好・姉妹都市交流の意義や活動が広く市民に知られるよう努めるとともに、スポーツや 文化等の幅広い分野において市民主体の交流の推進に努めます。

| ボランティア:(1)市民ボランティアの育成 |

現状

意識調査では、富士市に暮らす外国人市民とお互いに仲良く生活するために、日本人市民 に必要なこととして、7割近い日本人市民が「挨拶など身近なことから交流を始める」と回 答しており、身近なところからの国際交流が日本人市民と外国人市民との相互理解の促進に つながるものと期待されます。こうした交流の進展には、推進役となる市民ボランティアの 存在は欠かせません。

方 向 性

日本語を教えるボランティアを養成する講座の開催等を通じて、国際交流ラウンジ (FILS)、富士見台サポートセンターや地域において、多文化共生の推進役として活躍でき る市民ボランティアの育成や発掘に努めます。



第4章 基本計画

基本目標1 多文化共生の地域づくり

多文化共生の地域づくりを推進していくためには、日本人市民も、異なる文化や習慣等を理解するよう努める必要があります。そのために、多文化共生意識の啓発や外国人市民との交流を深める機会の充実に努めます。

また、地域社会において、外国人市民が自立して生活していくためには、日本語でのコミュニケーションが必要不可欠で、日本で暮らす上での必要なルールや諸制度を十分認識する必要があります。 そのための学習機会の充実や支援に取り組んでいきます。

さらに、言葉や生活習慣の違いを認め、お互いに尊重しあう中で、国籍や言語の違いに関わらず、 より多くの市民が主体的に地域活動やまちづくりに参加・参画し、地域社会の一構成員として役割と 責任を担うことができるよう、地域社会への参加促進に努めます。

相互理解

(1)市民主体による多文化共生のまちづくりの推進 重点施策

多文化共生のまちづくりを推進していくために、市民や国際交流団体と協働し、市民ボランティアが主体となって活動している多文化共生の拠点である国際交流ラウンジ(FILS)の運営を行います。また、富士見台で実施している地域のボランティアが中心に外国人児童の学習支援を行う学習サポートセンターの活動の充実を図るとともに、富士市国際交流協会の活動を継続的に支援します。

	取組内容	担当課(室)
1	国際交流ラウンジ(FILS)の運営	国際交流室
2	【新規】学習サポートセンターの他地域へ展開	国際交流室
3	富士市国際交流協会の活動支援と連携強化	国際交流室

(2) 地域住民に対する多文化共生・異文化理解に関する啓発

異なる文化に対する理解を深め、外国人市民も地域で生活を共にする同じ住民であるという意識を育成するために、外国人市民の人権尊重や多文化共生に関する啓発を行うとともに、外国の文化や生活様式について正しく理解する機会の提供に努めます。

	取組内容	担当課(室)
(1	異文化理解に関するイベントなどの開催	国際交流室
2	まちづくりセンターにおける料理教室・語学講座など異文化理解を目的 とした事業の充実	まちづくり課

(3) 国際交流の機会の促進

楽しみながら様々な異文化を体験できる国際交流フェアを継続的に開催するとともに、より 楽しく、国籍や言葉の違いに関わらずより多くの市民が参加するよう、より魅力あるイベント となるよう努めます。

取組内容	担当課(室)
① 国際交流フェアの実施	国際交流室
② イヤーエンドパーティーなど交流イベントの開催	国際交流室

コミュニケーション

(1) 多様な言語、多様なメディアによる行政・生活に関する情報提供 重点施策

日本語でのコミュニケーションが難しい外国人市民の情報の理解不足による生活の不安を解消するために、現在も実施している市のウェブサイトやラジオなど多様なメディアを活用した多言語での情報提供の周知に努めます。さらに、外国人市民が必要としている情報の把握に努め、町内会や企業等と連携しながら、外国人市民が本市で暮らす上で必要な情報の提供の充実を図ります。また、情報提供の推進を図るため、外国人市民への情報提供に当たってのガイドラインを作成します。

	取組内容	担当課(室)
	外国人市民向けラジオ番組 (Radio-f)を通じた多言語による情報提供	広報広聴課
(1)	と番組の周知	国際交流室
2	多言語情報紙の発行	国際交流室
3	多言語版生活ガイドブックの充実と配布	市民課 国際交流室
4	多言語ウェブサイトの充実と周知	国際交流室
(5)	図書館における外国語図書の充実	市立図書館
6	国際交流ラウンジ (FILS) の周知	国際交流室
7	【新規】多言語や簡単でわかりやすい日本語での情報の提供に関するガイドラインの作成	国際交流室 関係各課
8	【新規】町内会(区)や企業等と連携した情報提供	国際交流室 まちづくり課

(2)日本語の学習機会の充実 重点施策

国際交流ラウンジ(FILS)の日本語教室など、外国人市民が継続的に日本語を学習するための 機会の拡大と内容の充実を図ります。

取組内容	担当課(室)
① 外国人市民への日本語学習機会の提供	国際交流室

(3)日本社会への理解の促進 重点施策

日本家庭料理教室など、日本文化・社会に関する学習機会の提供に努めます。外国人登録の手続き時等を活用し、日本の制度や生活ルール等について理解を深める機会(生活オリエンテーション)の提供に努めます。

	取組内容	担当課(室)
1	日本家庭料理教室など日本文化・社会に関する学習機会の提供	国際交流室
2	【新規】転入時等に町内会(区)の意義、ゴミの出し方、日本語教室、 国際交流ラウンジ等を説明する生活オリエンテーション用 DVD の制作	国際交流室 市民課 関係各課

(4) 外国人市民のための生活相談窓口の充実

外国人市民が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題や悩みについて相談できるよう、市役所及び国際交流ラウンジ(FILS)の相談窓口の周知に努めるとともに、相談体制の充実に努めます。

	取組内容	担当課(室)
1	外国人相談窓口(スペイン語、ポルトガル語)の運営	市民安全課
2	国際交流ラウンジ(FILS)の生活相談・翻訳(スペイン語、ポルトガル	国際交流室
	語、タガログ語、中国語、英語)	国际文机主

社会参画

(1) 外国人市民の社会参画の促進 重 点 施 策

外国人市民が地域住民として自覚が持てるよう、町内会(区)への加入及び地域行事への参加を促すとともに、町内会(区)における外国人市民への対応の支援を行います。また、異文化理解講座の講師や協議会等の委員への登用、町内会(区)などでの活躍の場を提供する市民通訳制度など、外国人市民の社会参画を促し、意見が地域社会や行政へ反映される仕組みづくりに努めます。

	取組内容	担当課(室)
1	【新規】町内会(区)への加入・行事への参加促進	まちづくり課
2	町内会(区)における対応の支援	まちづくり課 関係各課
3	アンケート調査などによる外国人市民の意識調査の実施	国際交流室
4	異文化理解講座の講師や協議会の委員等へ外国人市民の登用	関係各課
(5)	各種行事やイベントなどの情報提供の充実	関係各課
6	【新規】町内会(区) や学校などで通訳を行う市民(外国人市民・日本人市民) 通訳制度の導入	国際交流室

基本目標2 外国人市民も快適に暮らせる環境づくり

外国人市民に定住化傾向がみられる中、外国人市民にも暮らしやすい環境づくりを推進していく必要があります。そのために、日本語の能力や日本の諸制度の知識を十分に有していない人に対しても、保健・福祉・医療などの行政サービスに関する情報を始め、生活に必要な様々な情報を、簡単でわかりやすい日本語や多言語で、より多くの広報媒体を活用して、幅広く提供していくとともに、相談体制などの支援を充実させていきます。

居住

(1)情報提供による居住支援

多言語表記によるごみの分け方便利帳の配布など、外国人市民が地域における生活ルール等を 理解・実践するための情報提供を充実します。また、不動産の斡旋等において、外国人市民に不 利益な取り扱いが行われないよう啓発に努めます。

	取組内容	担当課(室)
1	ゴミ分別カレンダー及びごみの分け方便利帳の多言語版の配布や説明会の実施	廃棄物対策課
2	公営住宅の入居に関する情報提供	住宅政策課

(2) 外国人市民が集住する団地における相談窓口の充実

市営住宅に居住する外国人市民が快適に生活できるよう、言葉や生活習慣に関する相談体制の充実を図ります。

取組内容	担当課(室)
① 市営住宅における外国人入居者相談員の配置	住宅政策課



(1) 学習支援・相談体制等の充実 重点施策

日本語が十分に話せない児童・生徒が転入した際に母国語で対応できる指導協力者の派遣や、 外国人児童生徒適応指導教室での日本語の学習補助、保護者への相談業務など、外国人児童生徒 に対する学習支援・相談体制の充実を図ります。

	取組内容	担当課(室)
1	小中学校への外国人児童生徒指導協力者の派遣による学習支援	学校教育課
2	外国人児童生徒適応指導教室の開設による学習補助、保護者への相談対応	学校教育課
3	関係機関との連携による外国人児童生徒への適応指導や学習支援	学校教育課
4	保護者懇談会や進学ガイダンスなどによる支援	学校教育課 国際交流室
5	外国人学校への支援	教育総務課
6	【新規】市立高校独自の外国人生徒選抜入試制度の検討	市立高校

(2) 地域ぐるみの取組の充実

富士見台サポートセンターにおける学習支援など、地域のボランティアによる地域ぐるみの 外国人児童生徒に対する学習支援活動を促進します。

取組内		担当課(室)
① 外国人児童へのボランティアによる	夏休み中の学習支援	国際交流室
② 【新規】学習サポートセンターの他地	或への展開 (再掲)	国際交流室

就 労

(1) 関係機関との連携による就労支援

商工会議所、商工会、労働基準監督署、ハローワーク等の関係機関と連携して、外国人市民の 就業機会の確保や就労環境の改善に努めます。

	取組内容	担当課(室)
1	商工会議所、商工会、労働基準監督署、ハローワーク等との連携による 就労環境の改善	商業労政課

保健・福祉

(1) 成人の健康診査、がん検診等の充実

より多くの外国人市民が、地域での健康診査等を受診するよう、特定健康診査、特定保健指導、 各種がん検診等の簡単な日本語や多言語による広報に努めます。

	取組内容	担当課(室)
1	特定健康診査・特定保健指導の実施時における外国人市民への配慮	国民健康保険課
2) 健康カレンダーの多言語版の配布	健康対策課
3	各種がん検診等の実施時における外国人市民への配慮	健康対策課

(2) 母子保健及び保育における対応の充実

母子健康手帳や予防接種予診票など、母子保健等に必要な情報の多言語による提供に努めます。 また、保育園や幼稚園に在園している外国人園児に対しては、言語や生活習慣の違いに配慮した 対応に努めます。

	取組内容	担当課(室)
1	母子健康手帳の多言語版の交付	健康対策課
2	妊婦・乳幼児健康診査の実施時における外国人市民への配慮	健康対策課
3	妊婦・乳幼児家庭訪問の実施時における外国人市民への配慮	健康対策課
4	予防接種予診票の多言語版の配布	健康対策課
(5)	家庭児童相談室における外国人児童に対する相談	子育て支援課
6	保育園や幼稚園における言語や生活習慣の違いに配慮した対応	こども保育課

医療・救急

(1) 市立病院における対応の充実

ポルトガル語通訳者の配置を継続的に行うとともに病院内の案内表示等の多言語併記に努めます。

取組内容	担当課(室)
① 通訳者の配置	医事課
② 院内表示等の多言語による併記	医事課

(2) 医療保険への加入促進

国民健康保険制度への加入脱退手続きが円滑に進むよう、多言語による制度の周知・啓発及び 情報提供に努めます。

	取組内容	担当課(室)
ſ	① 国民健康保険制度の加入脱退手続きなど制度の周知	国民健康保険課
ſ	② 特定健康診査の案内や給付内容などの周知	国民健康保険課

(3) 救急・消防の対応の充実

外国人市民からの 119 番通報などに対し、日本語の不自由な外国人市民に配慮した対応に努めます。

取組内容	担当課(室)
① 119番通報への対応	情報指令課
② 救急医療センターにおける対応	保健医療課

防災

(1) 防災意識の啓発 重点施策

多言語の防災冊子を配布するなど、平常時から外国人市民に対する防災教育を実施するととも に、地域での防災訓練への参加を促進し、外国人市民の防災意識の向上に努めます。

	取組内容	担当課(室)
1	多言語版の防災冊子の配布	防災危機管理課 国際交流室
2	【新規】外国人市民を対象とした防災講座の実施	防災危機管理課 国際交流室
3	外国人市民の地域での防災訓練への参加の促進	防災危機管理課

(2) 避難所等の情報提供

多言語による災害避難地マップを配布するとともに、避難地でのボランティア通訳の確保や 多言語による災害情報の提供など、災害時に備えた体制の整備に努めます。

	取組内容	
1	防災避難地マップ多言語版の作成と配布	防災危機管理課 国際交流室
2	【新規】多言語による災害情報の提供体制の整備	防災危機管理課 国際交流室
3	【新規】災害時のボランティア通訳の確保など災害時に備えた体制の整備	防災危機管理課 国際交流室



(1) ドメスティックバイオレンス*等の被害者支援に関する情報提供

多言語によるドメスティックバイオレンスや人身取引等の被害者支援に関する法律や相談窓口等を紹介したパンフレット等を配布するなど、人権尊重に関する啓発活動を促進します。

	取組内容	担当課(室)
1	法律や相談窓口等を紹介した多言語のパンフレットやカード等の配布	男女共同参画課
2	ドメスティックバイオレンスに関する相談対応	福祉総務課





^{*} ドメスティックバイオレンス (domestic violence):同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・子・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力のこと。

基本目標3 国際化を担う人づくり

友好・姉妹都市との交流を深めるとともに、市民が主体となった国際交流機会の拡大に努めます。 さらに、学校教育の場においては、多様な言語、異文化に触れる機会を充実し、これからの国際化社 会を担う国際感覚豊かな人材の育成に努めます。

また、国際化推進の担い手となる市民ボランティア等が活躍できる環境づくりを推進します。

国際交流

(1) 友好・姉妹都市交流の推進 重点施策

中国 嘉興市 (友好都市)、アメリカ合衆国 オーシャンサイド市 (姉妹都市) との友好親善中 心の国際交流を推進します。また、交流方法の見直しを図りながら、広く市民への周知に努め、市民主体の友好交流の推進に努めます。

	取組内容	担当課(室)
① 友好·姉妹	都市への市民の派遣	国際交流室
② 友好·姉妹	都市からの訪問団の受け入れ	国際交流室 関係各課
③ 文化・スポ	ーツ等を通じた市民交流の促進	国際交流室 関係各課
④ 【新規】イン	ターネットなどを活用した子どもたちの交流の促進	国際交流室
⑤ 友好・姉妹	都市の紹介及び友好・姉妹都市交流の周知	国際交流室

(2) 国際交流の促進

文化、スポーツなどの多方面における交流を促進するとともに、国際交流団体の活動などの情報提供を行います。

取組内容	担当課(室)
① 海外諸都市との国際交流の促進	関係各課
② 国際交流団体の活動などの情報提供	国際交流室

(1) 国際協力の促進

独立行政法人国際協力機構(JICA)*など、国際協力に関する情報提供の充実を努めるととも に、国際協力の必要性について啓発します。

	取組内容			担当課(室)	
1	独立行政法人国際協力機構	(JICA)	等、	国際協力に関する情報提供	国際交流室

(2) 国際理解・多文化共生の教育の充実

異文化理解を目的としたまちづくりセンターにおける語学講座や外国語指導助手(ALT)*の各 学校への配置など、国際理解教育や英語教育の充実に努めます。

	取組内容	担当課(室)
1	外国語指導助手(ALT)による英語教育など小中学校における国際理解教育の推進	学校教育課
2	【新規】海外修学旅行やフェアトレード*の取組など市立高校における国際理解教育の推進	市立高校
3	まちづくりセンターにおける料理教室・語学講座など異文化理解を目的とした事業の充実	まちづくり課

ボランティア

(1) 市民ボランティアの育成 重 点 施 策

日本語を教えるボランティア養成講座等を開催するとともに、外国人支援や国際交流の推進を 担うボランティアの発掘・育成に努めます。

	取組内容	担当課(室)
1	日本語を教えるボランティアを養成する講座等の開催	国際交流室
2	国際交流推進員(国際交流ラウンジ(FILS)へのボランティア登録者)	国際交流室
	の活動の充実	国际文伽主

*独立行政法人国際協力機構(JICA): Japan International Cooperation Agency、略称 JICA(ジャイカ))は、独立行政法人国際協 力機構法(平成14年法律第136号)に基づいて、2003年(平成15年)10月1日に設立さ れた外務省所管の独立行政法人。政府開発援助(ODA)の実施機関の一つであり、開発 途上地域等の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的として いる。

^{*}外国語指導助手(ALT): Assistant Language Teacher の略で、外国語を母国語とする外国語指導助手。 小学校や中学校・高等学 校に児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に各教育委員会から学校に配置され、授業を

^{*}フェアトレード:公正貿易。途上国の生産者に公正な賃金や労働条件を保証した価格で商品を購入することで、途上国の自立や 環境保全を支援する国際協力の新しい形態。

数值目標一覧

計画の進捗状況の把握や次期計画の見直しの際の評価に活用するため、基本目標ごとに、具体的な 数値目標を、以下のとおり設定します。

基本目標	内容	現状値 (平成 2 1 年度)		目標値 (平成 27 年度)
	"多文化共生"を言葉の意味も含めて知っ ている人の割合*1	23. 1%	\Rightarrow	50%
	外国人に対してよい印象を持っている人の 割合*2	25. 5%	\Rightarrow	50%
【基本目標 1】 多文化共生の 地域づくり	国際交流ラウンジ(FILS)の認知度 *日本人市民 * ³ *外国人市民 ^{*4}	23. 6% 35. 8%	$\Rightarrow \\ \Rightarrow$	50% 70%
	多言語による情報提供媒体の利用度 *外国人市民向けラジオ番組(Radio-f) *5 *富士市ウェブサイトの多言語版*6	(聴取率) 6.0% (閲覧率) 5.3%	$\Rightarrow \\ \Rightarrow$	10% 20%
	日本語学習を希望する外国人市民への日本 語学習機会提供の割合*7	79. 5%		100%

- *1……『国際化市民意識調査』で、"多文化共生"という言葉を「言葉の意味も含め知っている」と回答した割合
- *2……『国際化市民意識調査』で、外国人に対する印象について「よい」+「どちらかといえばよい」と 回答した割合
- *3……『国際化市民意識調査』で、国際交流ラウンジを「利用したことがある」+「知っているが利用したことはない」と回答した割合
- *4……『在住外国人生活実態調査』で、国際交流ラウンジを「よく利用している」+「利用したことがある」 +「知っているが利用したことはない」と回答した割合
- *5……『在住外国人生活実態調査』で、富士コミュニティFM放送(Radio-f)の多言語放送を「いつも聞いている」+「ときどき聞いている」と回答した割合
- *6……『在住外国人生活実態調査』で、富士市のウェブサイトの多言語版を「よく見ている」+「ときどき 見る」と回答した割合
- *7……国際交流ラウンジ(FILS)及び「外国人のための日本語講座」における日本語学習者数:国際交流 ラウンジ(FILS)及び「外国人のための日本語講座」における日本語学習希望者数

基本目標	内容	現状値 (平成 2 1 年度)		目標値 (平成 27 年度)
【基本目標2】 外国人市民も	富士市に住み続けたいと思う外国人市民の 割合*8	60.0%	\Rightarrow	70%
快適に暮らせる 環境づくり	外国人市民の地域での防災訓練の参加者数	106 人	\Rightarrow	300 人

*8……『在住外国人生活実態調査』で、定住意向について「住み続けたい」+「住み続けたいが、決めていない」と回答した割合

基本目標	内容	現状値 (平成 2 1 年度)		目標値 (平成 27 年度)
【基本目標3】	外国籍の知人や友人がいる人の割合*9	23.1%	\Rightarrow	30%
国際化を担う 人づくり	日本語ボランティアの活動者数*10	78 人	\Rightarrow	100 人

- *9……『国際化市民意識調査』で、外国籍の友人や知人が「いる」と回答した割合
- *10……国際交流ラウンジ(FILS)の日本語クラスで外国人市民に日本語を教えるボランティアに携わった人の数



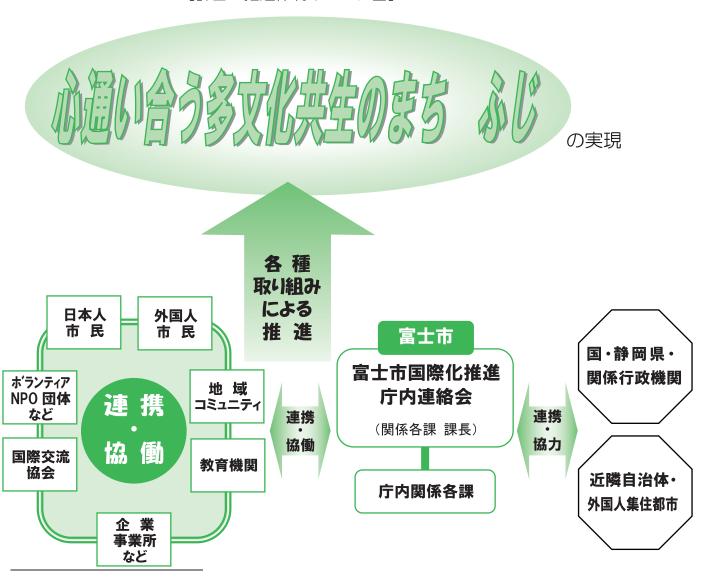
第5章 推進体制の整備

(1) 推進体制

『心通い合う多文化共生のまち ふじ』の実現は、行政の取り組みだけで実現できるものではありません。市民一人ひとりをはじめ、地域コミュニティ、ボランティア・NPO*団体、国際交流協会、教育機関、企業・事業所など多くの担い手が、それぞれの役割と責任を認識し、連携して取り組んでいく必要があります。

計画の推進に当たっては、庁内組織である「富士市国際化推進庁内連絡会」において全庁的な連絡 調整を図り、関係部署間の連携体制を強化していきます。また、国、県、自治体ほか関係行政機関や 国際交流協会をはじめとした市民団体等、多文化共生・国際化施策の推進の担い手となる各主体と緊 密な連携・協働に努めます。

【計画の推進体制イメージ図】



*NPO: nonprofit organization(非営利組織)の略。政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで、医療・福祉、環境、国際協力・交流など社会的な公益活動を行う組織・団体。民間非営利団体。特定非営利活動促進法による法人格を持つ団体のみでなく、法人格を持たない団体、ボランティア団体も含む。

(2)計画の進捗管理

本計画の実施に当たっては、多文化共生及び国際化推進に関わる情報収集・発信を行いながら、市民のニーズを的確に把握するとともに、必要に応じて関係部署間において協議・意見交換を実践していきます。

また、本計画の進行管理は、富士市国際化推進庁内連絡会が中心となって、計画に基づく取組の実施 状況を点検・評価し、その結果をもとに、改善につなげることで、「PDCA(計画 — 実行 — 評価 — 改善) サイクル」の実効性を高めていきます。

(3) 各主体の役割





- 日本人市民、外国人市民の双方において、互いの文化や人権を尊重し、相互理解に努めることが求められます。
- 国籍、民族、文化の違いに関係なく、その地域で生活している住 民全員が地域社会の構成員であることを認識し、積極的に町内会 活動や地域活動に参加することが求められます。
- 各地域活動の中で、その地域の特徴にあった多文化共生のまちづくりが期待されます。

地域コミュニティ



- 町内会(区)は、最も生活に密着した共同体であり、地域における多文化共生の推進に重要な役割が期待されます。
- 外国には、町内会(区)という組織が存在しない場合があるため、 町内会(区)の役割などについて、行政等との連携のうえ、分か りやすい情報を提供し、理解を得ることが必要です。
- ボランティア団体や行政・企業との連携のもと、日本人市民、外国人市民がともに、地域活動に参加しやすい環境づくりが期待されます。





■ それぞれの団体が持つこれまで培ってきた国際交流やボランティアに関するノウハウや情報、ネットワークをいかしながら、地域のニーズを把握した活動を展開することが期待されます。



- 市民が主体の多文化共生推進の中心的な担い手として、市民と行政との橋渡し役が期待されます。
- 行政と連携して、ホームステイの受入れ、国際交流フェア、日本 語スピーチコンテスト、語学講座の開催など、市民の国際感覚を 養う取組が期待されます。
- 多文化共生の啓発活動、異文化交流事業など、「多文化共生」の視点に立ち、地域のニーズや課題を踏まえた取組の充実が期待されます。



- 外国人児童生徒等の教育を受ける環境を整備し、進学・就職に関する支援の取組が求められます。
- 国際交流等の機会を通じ、若い世代の異文化や多文化共生への理解を深め、国際化する社会に対応する国際性を育むことが期待されます。



- 国籍、民族、文化の違いに関係なく、労働者の人権を十分に尊重 するとともに、労働法令を遵守し、企業としての社会的責任を果 たすことが求められます。
- 外国籍労働者にとって働きやすく、安心・安全の労働環境づくり や生活上における外国籍労働者の様々な課題の解決に向けて積極 的な取組が期待されます。



- 国際化に対応するための社会基盤整備を、国、県等とともに推進します。
- 友好・姉妹都市等の交流や国際協力活動、人材の育成、多文化共生社会の形成などに積極的に取組、本計画の推進に関する施策に積極的に取り組みます。
- 国際交流協会・NPO団体・地域住民などとの連携を強化し、総合的に効果的な多文化共生施策を推進します。

資料編

(1) 富士市国際化推進プラン策定の経過

年 月 日	内容
平成 21 年 7 ~ 8 月	国際化市民意識調査の実施
平成 21 年 7 ~ 8 月	在住外国人生活実態意識調査の実施
平成 21 年 12 月	庁内施策調査の実施
平成 22 年 2 月 4 日	第1回(平成21年度) 国際化推進庁内連絡会 【計画概要の説明・課題の整理】
平成 22 年 4 月 21 日	第1回 国際化推進プラン策定懇話会 【委嘱状交付・計画概要の説明・課題の整理】
平成 22 年 5 月 26 日	第1回 国際化推進庁内連絡会担当者会議 【計画概要の説明・プラン骨子案の協議・検討】
平成 22 年 6 月 9 日	第2回 国際化推進プラン策定懇話会 【プラン骨子案の協議・検討】
平成 22 年 7 月 21 日	第2回 国際化推進庁内連絡会担当者会議 【プラン素案の協議・検討】
平成 22 年 8 月 10 日	第3回 国際化推進プラン策定懇話会 【プラン素案の協議・検討】
平成 22 年 8 月 24 日	第1回 (平成 22 年度)国際化推進庁内連絡会 【プラン素案の協議・検討】
平成 22 年 9 月 29 日	総務市民委員会協議会 【プラン素案の説明】
平成 22 年 10 月 15 日 ~11 月 15 日	パブリックコメントの実施
平成 22 年 12 月 22 日	第4回 国際化推進プラン策定懇話会 【プラン最終案の協議・検討】
平成 23 年 1 月 17 日	第2回 (平成22年度) 国際化推進庁内連絡会 【プラン最終案の協議・検討】

(2) 富士市国際化推進プラン策定懇話会設置要領

(設置)

第1条 富士市国際化推進プラン(以下「プラン」という。)の策定に当たり、広く市民及び有識者の 意見を反映するため、富士市国際化推進プラン策定懇話会を(以下「懇話会」という。)を置く。

(協議事項)

- 第2条 懇話会は、次に掲げる事項を協議する。
- (1) プランの策定に関すること。
- (2) その他国際化の推進に関し必要な事項

(構成)

- 第3条 懇話会は、10人以内の委員をもって構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 富士市内に居住する者で、公募により選考されたもの
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 懇話会は、会長が必要に応じて招集する。
- 2 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民部市民安全課国際交流室において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、その都度懇話会で協議して 決定するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成22年4月21日から施行する。
- 2 この要領は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

(3) 富士市国際化推進プラン策定懇話会委員名簿

	名 前	所 属 等	備考
1	篠原 主司	富士市校長会	
2	清水 和広	富士市国際交流協会	
3	杉山 由隆	富士市町内会連合会	○副会長
4	鈴木 英樹	富士青年会議所	
5	関 英之	富士商工会議所	
6	ソー チャンター	外国人市民	
7	中島 由佳	一般公募市民	
8	原口 友子	富士常葉大学	◎会長
9	星野 茂子	一般公募市民	
10	横山 レイカ	国際交流ラウンジ運営協議会 外国人市民	

(五十音順、敬称略)

(4) 富士市国際化推進庁内連絡会設置要領

(設置)

第1条 富士市の国際化に関し、全庁的な連絡調整を図り総合的に施策を推進するため富士市国際化推進 庁内連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

国際化の推進計画の策定及び推進に関すること。

関係課の連絡調整及び連携に関すること。

その他国際化の推進に必要な事項

(組織)

- 第3条 連絡会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、市民部長、副委員長は、市民安全課長、委員は、別表第1に掲げる課の長をもって充てる。
- 3 委員長は、連絡会を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

連絡会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員は、代理人を出席させることができる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、会議に関係者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(担当者会議)

- 第5条 連絡会を補佐し、第2条各号に掲げる事項の推進のため、連絡会に担当者会議を置くことができる。
- 2 担当者会議の構成は、市民部市民安全課及び別表第1に掲げる課に属する主幹又は主幹相当職以上の職員から委員長が指名する。ただし、別表第1に掲げる課以外の職員を加えることができる。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、市民部市民安全課国際交流室において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、平成22年2月1日から施行する

別表第1(第3条関係)

	企画課		
総務部	広報広聴課		
	防災危機管理課		
財政部	収納課		
	まちづくり課		
市民部	市民協働課		
印氏部	市民課		
	男女共同参画課		
福祉部	子育て支援課		
保健部	健康対策課		
床 使 印	国民健康保険課		
環境部	廃棄物対策課		
商工農林部	商業労政課		
都市整備部	住宅政策課		
中央病院	医事課		
消防本部	管理課		
教育委員会	学校教育課		

(5) 富士市国際化推進庁内連絡会委員名簿

	所属	職名	氏 名
委 員 長	市民部	部長	藁科 靖
副委員長	市民部 市民安全課	課長	町田 昌行

No.	所	属	職名	氏 名
1		企画課	課長	加納 孝則
2	総務部	広報広聴課	課長	鈴木 孝治
3		防災危機管理課	課長	山本 賢一
4	財政部	収納課	課長	大島 廣和
5		まちづくり課	課長	佐野 克芳
6	市民部	市民協働課	課長	森田 幸惠
7	川区市	市民課	課長	鈴木 茂久
8		男女共同参画課	課長	神尾 裕子
9	福祉部	子育て支援課	課長	渡辺 敏朗
10	保健部	健康対策課	課長	伊藤 正廣
11		国民健康保険課	課長	影島 清一
12	環境部	廃棄物対策課	課長	渡邉 眞己人
13	商工農林部	商業労政課	課長	小川 勝久
14	都市整備部	住宅政策課	課長	諏訪部 年弘
15	中央病院	医事課	課長	望月 薫
16	消防本部	管理課	課長	中川 勇
17	教育委員会	学校教育課	課長	相場 信彦

(6) 富士市国際化推進庁内連絡会担当者会議名簿

No.	所	属	職名	氏 名
1		企画課	主幹	芹沢 広樹
2	総務部	広報広聴課	統括主幹	青柳 恭子
3		防災危機管理課	統括主幹	柏森 孝幸
4	財政部	収納課	参事補兼主幹	朝日 篤
5	市民部	まちづくり課	主幹	本多 直人
6		市民協働課	統括主幹	小野 晴敏
7		市民課	主幹	味岡 俊雄
8		男女共同参画課	主幹	青木 洋
9	福祉部	子育て支援課	主幹	山﨑 信子
10	保健部	健康対策課	主幹	成宮 ルミ
11		国民健康保険課	主幹	稲葉 忍
12	環境部	廃棄物対策課	主幹	鈴木 徹
13	商工農林部	商業労政課	統括主幹	宇佐美 政義
14	都市整備部	住宅政策課	統括主幹	勝亦 伸幸
15	中央病院	医事課	主幹	及川 智子
16	消防本部	管理課	参事補兼主幹	栗田 仁
17	教育委員会	学校教育課	統括主幹	橘田 恵子

事務局

	市民安全課	課長兼室長	町田 昌行
	市民安全課	主幹	川西 英規
市民部	市民安全課国際交流室	主幹	吉野 正敏
	市民安全課国際交流室	主査	福永 正幸
	市民安全課国際交流室	主査	伊藤 典子

富士市国際化推進プラン

平成 23 年 3 月

発行 富士市

編集 富士市役所 市民部 市民安全課 国際交流室

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

電 話 0545-55-2704

FAX 0545-51-0367

H P http://www.city.fuji.shizuoka.jp/

